

令和7年 第2回沼田町議会定例会 会議録

令和 7年 6月17日（火）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	高 田	勲 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	小 玉	好 紀 君
産業創出課長	岡 田	敏 行 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	亀 谷	良 宏 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	荒 川	幸 太 君	和風園園長	山 下	広 大 君
旭寿園園長（なごみ施設長）	安 念	昌 典 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薮 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	按 田	義 輝 君	書 記	高 橋	愁 人 君
------	-----	-------	-----	-----	-------

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度沼田町一般会計補正予算専決第4号）
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）
報告第2号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（下水道事業会計）
報告第3号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
議案第41号	沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第42号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第43号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第44号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第45号	恵比島揚水機場1号電動機工場整備工事の請負契約について
議案第46号	除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約について
議案第47号	令和7年度沼田町一般会計補正予算について
議案第48号	令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第49号	令和7年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第50号	令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第51号	令和7年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第52号	令和7年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第53号	町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について
議案第54号	旧ふるさと資料館解体工事の請負契約について
議案第55号	緑町団地A棟長寿命化改修工事の請負契約について
議案第56号	沼田町防災行政無線設備更新工事（親卓設備等）の請負契約について
陳情第1号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提

出を求める陳情について

陳 情 第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について

意見案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
(案) について

意見案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書 (案) について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 7 年第 2 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番、篠原議員、3 番、鵜野議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 7 年第 2 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 6 月 11 日午後 2 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 2 件、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告、専決 1 件、報告 3 件、計画変更 1 件、条例改正 3 件、工事請負契約 1 件、物品購入契約 1 件、令和 7 年度会計補正予算 6 件、であります。また、一般質問は、5 件の通告があり、うち、町長に対して 4 件、町長と教育長に対して 1 件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情 2 件のうち 2 件を上程するものとして、意見の一致を見たところあります。以上の付議案件全般について審議しました結果、本定例会の会議は、本日 17 日から 18 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日 17 日から 18 日までの 2 日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から１８日までの２日間に決定しました。

（ 諸 般 報 告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。初めに町長。

（ 横山町長 登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第２回定例会を招集したところ、議員各位の出席を頂き開催できます事に心から御礼を申し上げます。それでは早速ではありますが一般行政報告を述べさせていただきます。

〔以下、一般行政報告を要点朗読〕

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

（ 三浦教育長 登壇 ）

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政報告を要点朗読）

○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、暫時休憩と致します。再開は午後１時と致します。議員の皆さんは１０時５０分から全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午前１０時４０分 休憩

午後 １時００分 再開

（ 一 般 質 問 ）

○議長（小峯聡議長）それでは、再開します。日程第５、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号９番、上野議員。スマート農業の推進についてを質問してください。

○９番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○９番（上野敏夫議員）はい。議長。９番、上野敏夫です。私のほうでスマート農業の推進ということで町長にお伺いしたいと思います。町長は今年の町政執行方針で、スマート農業の推進についての中で、スマート農業の技術活用は農作業の効率化、労

働力負担軽減、農業生産コストの削減や環境負荷低減への対応など、地域農業の課題解決に重要な方策であり、携帯電波不感地域におけるインターネットの環境の整備に要する所要額を計上とあります。今、全国で米の問題というか、米についていろんなことが起きております。本当にいろんな話題が挙がっている中、今後の沼田町農業の将来を考えるに当たって、町長の言うスマート農業はこれからさらに重要な政策となっており、他町村でもいろいろな取組がなされています。さらに、農業機械もスマート農業に対応した自動運転の田植機やトラクターが発売されています。まず1つに、町長が沼田町の農業の将来をどのように考えて、町長のスマート農業とはどう思っているか、まず1つ目にお聞かせください。それと2番目、秋作業、収穫における労働力の軽減対策として秋のもみ乾燥機の監視カメラや乾燥施設の温度管理、さらに現在の水分。あと何時間で乾燥する。さらに停電、災害、機械ですからいろんなトラブルがあります。このことによって農作業が遅れたり、いろんなところに影響が出たり、さらに労災事故まで起きることもおきております。この秋作業、沼田の農業者が秋作業をするために監視カメラをつけて、その監視カメラをテレビモニターでもいいですけど、今、若者たちはスマートフォンで現状をすぐに分かる、特に沼田の農業後継者は田んぼから離れたところに住まいしている方もおられます。この方に、火災だとか漏電、故障、一目で分かるような政策をしていくといいと思います。このことを提案しておりますけど、町長の考えをまずお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えをしたいと思います。まず、スマート農業に関してでありますけれども、国では、平成25年にスマート農業の実現に向けた研究会を設立をされまして、将来像とロードマップを取りまとめるとともに、全国での実証プロジェクトの実施を得て、令和6年に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律、いわゆるスマート農業技術活用促進法が施行されたところです。これは、今後20年間で基幹的農業従事者が4分の1減るというふうに見込まれておりまして、従来の生産方式を前提とした農業生産では農業の持続的な発展、食料の安定供給を確保できず、生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化など、スマート農業の技術の活用と合わせて生産方式の転換を図る必要があるというふうにうたわれて法整備が行われております。また本町では、本年度から2か年で携帯電話不感地帯であります更新3並びに真布地区へのインターネット環境整備について、取組を先般国から補助採択を受けまして、事業実施を進め、町内全農地でスマート農業を利用できる環境を整える対策を講じてまいる所存であります。1つ目の御質問であります、町内の農業従事者は令和2年から5年間で約40人減少する中で、それぞれの経営において作業の効率化あるいは派遣人材の活

用などに御協力、御努力をいただきながら本町農業を維持いただいております。スマート農業技術は日進月歩であり、機にロボットトラクターや自動操舵システム、さらには圃場の水管理システム、そしてドローンや人工衛星のセンサーを使って作物の生育状況あるいは土壌データを収集して栽培管理を行うセンシング、さらには収量センサー付のコンバインですとか、ハウス内の環境を制御するシステム、最近ではAI、人工知能を組み込み、使用を重ねることにより自動で最適な運用を図る技術が導入されるものもあるようです。本町でも、ドローンあるいは直進アシスト機能付田植機、さらには自動操舵付トラクターなどを中心に導入が進んでおりまして、労働力の削減あるいは農業経験の浅い方でも比較的容易に作業に従事ができ、自動操舵では肥料あるいは燃料の削減も期待するところでもあります。こういった直接的な効果はもちろんです、圃場や作物ごとの作業実績を蓄積し、記録した情報を基に生産コストの見える化、あるいは栽培計画、方法の改善、収支予測などにも活用するとともに、データや画像だけでなく、実際に作物や圃場の状況を確認し、判断することも重要と思いますが、そういった熟練者の勘あるいは経験に基づく技術の継承は非常に時間がかかるものでありますが、スマート農業技術の導入、普及により、地域の財産である技術やノウハウをデータ化し蓄積することによって、優れた技術の継承をスムーズに行えるようになることを期待しているところでもあります。私が予測するには、近い将来には農業機械の遠隔操作も普及する時代が到来するというふうに予測した上で、様々なことに挑戦をして、沼田農業の持続的発展を目指す一步を踏み出す時期というふうに捉えています。2点目の質問であります、秋作業における労働力の軽減に関する御提案をいただいたことをありがとうございます。米乾燥施設への監視カメラの目的が分かりかねますが、御提案の意図が乾燥機の稼働状況が離れたところでも分かるという機能についてとすれば、張り込みあるいは排出状況、乾燥の状態、水分量それから終了予定時刻、さらには乾燥機に異常が起きた場合、スマホなどに通知が入るシステムが既にあるというふうに聞いているところでもあります。また乾燥機に搭載されたAIが、水分ばらつきと休止時間の関係性を分析し、最適な乾燥調整を行うという機械も発売されているようでもあります。天候にも大きく左右される秋作業では、日中は収穫しながら乾燥調整は夜間にまで及び、まあ心身ともに負担の大きい作業でありますので、機能の詳細までは把握できておりませんが、新たな技術を活用した労力削減策として有用でないかと考えます。いずれにしても、栽培作物も含め各経営体によって必要とするスマート技術のニーズも違い、また、一般的にスマート技術の導入には多額の経費も必要となることから、それぞれの作業に対してどのようにスマート技術を活用するかなど十分な検討が必要と考え、本町では令和2年よりスマート農業研究会を設置をし、研究に取り組んでいるところでもありますので、本日提案のあった意見は研究会に投げかけて検討を行うこととしたいと思いますが、

どこまでの作業を求めているのか具体的な内容については別途お聞かせいただければ
なというふうに思います。なお、導入検討においては、町それから中山間協議会で助
成制度を整備をしておりますし、国の補助制度が活用できる場合もありますので、そ
れぞれ違う状況ですので個別にお問合せをしていただければというふうに思います。
以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）はい。町長は農家出身で、秋作業についての親の大変さ、も
みが詰まった、本当にもみかき出し、乾燥機のセンサーが止まった、これは本当にな
ったもんでなかったら分からないぐらいの、もみの袋に入れたりかき出しするとい
うこともあります。町長、沼田町は本当に基幹産業が農業ということで、あちこちで
言われていますし、そう思っていると思いますけどね。沼田の農業者イコール沼田の
農地を守ってくれる人方だと思って、そこに今町長が言われたように売っているだ
とかあるとか、そういう言葉でなくて、沼田の農地を守っていただいているという
このことを横山町長としてどうやって支援をして、そこで環境を整えてあげる。それ
は国の補助金もあるってということも分かりますけど、沼田町の基幹産業、農業に対す
る町長の本当の考え、熱意、これね、町長が本当にいろんなことで一生懸命やってお
られるのは分かります。沼田町で、産業創出課で全国から新しい会社に来てもらっ
て、そこに設備投資で1社3,000万円、その他いろんな会社が来て中で補助金を出
して助成をしております。そのことを考えると、沼田の基幹産業の農業も同じよう
な考えで支援をするべきだと私は思っております。本当に基幹産業の農業、この農業
にあることによっていろんな面に効果があるっちゅうことは、今日の国民健康保険
の説明でもありましたように、一次産業のカメラ、監視、事故、これを防ぐというこ
とはとっても大事な責任だと思います。これは「ものがあるから」という問題でそう
いうふうに逃げてほしくないです。ぜひ、できたら町長、今この本会議で、沼田町の
農業160戸ほど。この人方が最先端のその自動操舵だとか、ドローンだとか、いろ
んなものがあります。でも全農家が使えるものっていうのは、そんなに使っている農
家はいないんですよ。そこを考えて、何度も考えて進んで、安心してその農業ができ
るのではなくて、やっぱり下に頑張っている、面積が少ない人も事故なく農業を長く
続けられるためにも、まずは監視カメラを設置して、モデル事業としてやってみま
しょう。それを町長としての農家の一次産業に対する本当の気持ちをこの場で、農家の
人に、みんなの前で「やります」と、ぜひ言えませんか、どうですか、町長。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。監視カメラだけが持続可能な農業の支援策では私はない

と思います。基本的には今ほどありましたように、私は企業誘致だけに力を入れているわけではありません。農業にもしっかりと対応しているつもりでありますので、その点はちょっとお間違いのないようにしていただきたいと思いますが。いずれにしても、僕は単純に新たな施設を導入することだけが持続可能な農業だというふうには私は思いません。いかにして、必要なことに対しては我々も当然支援をしていきたいというふうに思いますし、その挙げられた監視カメラだけがこの後の農業を持続させる手法であるということだけではなく、いろんな考え方がありますけれども、とにかく持続可能でさらには人手の解消にも役立つ、あるいは燃料とコストの削減にもつながる、それ以上に、やはり米作り農業が持続できるその環境はいろんなことを考えなければいけないというふうには私は思いますので、そのことを踏まえて、御意見のあったことをぜひとも農業者の皆さん方にも研究会の中で議論をいただいて、我が町の進むべき対応策、必要な制度は何なのかを考えていきたいというふうに思います。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）本当に今、町長が言われるように、監視カメラだけが農業ではないとそれは私も分かっていますよ。その中で、一部の何パーセントかのものについて町長に私は提案しているのであって、本当に農業をやるきっかけになり、やる楽しさ、面白さ、こういう農業の魅力をそっから入ったらどうかなという考えもありましたんで、町長、その気持ちが分かりますし、今後、本当に監視カメラっていうよりも、遠くに規模を拡大しても、遠くに離れていてもいろんなことが監視できるようなことを今後さらに進めるべきだと思っておりますし、この一般質問にはちょっと書いていないんですけど、議長、関連ありますので質問をちょっと認めてもらいたいですけど、秋作業の監視カメラと秋作業の効率化ということで、町長、いずれ農作業の秋作業の無人化っていうか、そこまでも持っていくべきだと私は思っておりますので、沼田の基幹産業の将来の構想について、北空知の町長として先頭になって沼田町がモデル事業をやるぐらいの意気込み、これをぜひ前向きに進めるっていうことで大きな声を出していただけないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）意向が伝わっていないようでありますけれども。私は、とにかく先を見て、いろんなことに挑戦をしているつもりでありますんでね。そのことを考えれば、今言われたような遠隔操作によるその秋作業の軽減化っていうそれも一つの手法だと思いますし、そのことに関して言えば、地域に立地いただいている映像それから情報通信の多様にあらわれる企業さんともいろんな面でコラボしながら、新たなその農業運営っていうか、そういうことも考えて対応していきたいと思います。

○9番（上野敏夫議員）はい、分かりました。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号6番、伊藤議員。沼田町食料貯蔵流通基地構想の実現に向けてについて質問してください。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。6番、伊藤でございます。今日は、沼田町食料貯蔵流通基地構想の実現に向けてということで、沼田町が30年来続けてきた構想を後押ししたいという思いの中で、質問をさせていただきたいというふうに思っております。もう私から言うまでもありませんけれども、現在、米価格が短期的に高騰したことから、国は備蓄米を緊急放出し、小売での米価格や店頭在庫の安定化に向けた施策を展開しております。農水大臣は、需要があれば備蓄米を全量市場に供給すると。実質、あと10万トンぐらいいしか備蓄米は残らないといったような状況でございますけれども、大規模災害ですとか、冷害、猛暑、そういったときの有事の際、凶作時の命の綱である備蓄米がほぼゼロになるというような可能性でなくて、もう現実になってきたかなというふうに思っております。さらに、町長の一般行政報告でもございましたけれども、備蓄米をこの後どうやって備蓄していくんだというようなことも農水省は示しておりませんで、国内に当初米はあると言いながら、今、2,000円ぐらいの備蓄米をコンビニやスーパーで販売することによって銘柄米の価格をコントロールしようというような、本来市場原理で行ってきた米価格をまあ一気に政府が介入してきたというようなことで、それからミニマムアクセス米を含んだ海外の米も輸入も辞さない。ミニマムアクセスも主食用分を早めに受け入れて、その割合も主食用分の割合も増やしたいというようなことで。食の食料安全保障ということで、安全保障ということの観点がもう完全に欠落しているというような、まあ個人的にはありますけれどもそういうふうに考えてございます。一方、唯一この騒動の中でよかったなと思えることは、国民の米それから備蓄に対する意識はいまだかつてないほど高まっているということでもあります。ただ米離れというようなことも一方でありますので、そういったことは当初から懸念はしておったわけではありますけれども、この情勢の中で沼田町が行うべきといいますか、私はぜひやらなきゃいけないと思っておりますけれども、これは先ほどから言っている30年来構想として続けてきた大規模備蓄、食料の備蓄基地構想というふうに考えております。経過をちょっと振り返ってみますと、平成11年に沼田町大規模米備蓄基地構想推進協議会が発足しまして、その後名称を改めまして、現在の沼田町食料貯蔵流通基地構想推進協議会が提言をはじめとした取組を進めているかというふうに思っております。沼

田町の強みである「輝け雪のまち宣言」をした町の中で、この雪を利用した米施設の30年間の実績、この経験と知識、これを備蓄米であっても鮮度を保ったおいしいお米。今の備蓄米の中で玄米で保管していると、まあ古い米になると酸化して、匂いですとか味がどうなんだというようないろんな報道等もありますけれども。そういったことの心配のないお米を提供することが可能であると。これは災害の被害に遭われた方々であっても、そういった沼田の特徴ある雪を使っておいしい米が提供できるということは、国民の有事の際の食への安心と理解は私は得られるんだというふうに考えております。雪利用によります環境負荷への低減、それから、このことによって沼田町への経済をはじめとする波及効果っていうのは計り知れないというふうに思っております。したがって、一般行政報告では国などに強く要望を行うということでございますけれども、この30年近い協議会の取組の中で、同じことをやってなかなか実現は難しいと思うんです。そういった中で、雪氷熱エネルギーを活用しながら、非常時に備えた食料貯蔵流通基地構想の設置及び流通型食料備蓄システムの構築を強く要望するというような報告がございましたけれども、どのように実現していくのかお伺いをいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えをいたしたいと思いますが、まず力強いバックアップをいただく御質問ありがとうございます。今、議員にありましたように、平成11年に沼田町大規模米備蓄基地構想推進協議会を立ち上げて、翌年、沼田町食料貯蔵流通基地構想推進協議会という形で、国あるいは国会議員に対しまして要請活動を続けてまいりました。その後の社会情勢の変化等々もありましたので、令和3年度に令和版沼田町食料貯蔵流通基地構想を策定をし、取組を行ってきたところであります。昨今の米の需給を取り巻く状況により、日本人の主食である米の安定供給の重要性和、不安定さについて再認識された国民の方々がすごく多くなったものというふうに思いますし、本町の進める雪エネルギーを活用した食料貯蔵流通基地構想は、昨年改正された食料農業農村基本法の基本理念に掲げられている今後の日本の食料安全保障の確保、それと環境と調和の取れた食料システムの確立において重要な位置を担うものであります。その実現に向け、政府による雪冷熱エネルギー利用備蓄米倉庫の建設の必要性が今まさに高まっているそんな状況でありますので、このタイミングを逃すことなく、関係する機関、雪氷環境プロジェクトほかいろんな関係団体に協力も仰ぎながら、連携を図り、北海道とも連携、バックアップをいただきながら、北海道の優位性を今まさに押し出して、国に対して強く要請していきたいというふうに思います。併せて、雪冷熱エネルギーの利用、普及拡大に向けた実証試験場の設置についても国に強く求めているというふうに思っています。今まさに農林大臣

が全国民に対するアピール度が非常に高い方でありますので、ここをぜひとも我が町としても過去20年以上前のお米も貯蔵していますし、10年前のお米も貯蔵しています。ですので、5年前がおいしい、おいしくないとかいうそういうレベルじゃなくて、10年前でもおいしいんだっていうその環境を、ぜひとも御本人に試食してもらいながら、行政活動ができたらなというそんな思いでいるところでありますので、よろしく御支援のほどお願いをしたいと思います。また、流通型食料備蓄システムは、産地において雪氷冷熱を活用し、コストの低い倉庫で保存し、需給を調整それから戦略的な出荷を可能にするとともに、一定量の在庫を確保し、大規模な災害発生時には保存農産物の供給を可能とするもので、現在の米の備蓄水準は100万トン程度として運用されておりますが、これは10年に一度の不作あるいは通常程度の不作が2年連続した事態にも、国産米により対処し得る水準とされており、昨年1月に発生した能登半島地震では、農地及び農業施設に甚大な被害が発生して、その復旧には長期間要しているところであります。今後においては、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生も懸念され、また昨今の備蓄米を取り巻く状況は、近年の気候変動を考慮すると、我が国の食料安全保障の確保として現在の備蓄水準に不安を覚えるところでもありますので、備蓄量の増強も含め、国などに強く要請を求めているというふうに思いますので、御支援のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、試験的にといいますか、大臣にも直接話ししたいということで、そういったことはもう必要だと思います。ただ、なかなか難しいと思うんですね。今までできなかったものが急にできると、ただ今チャンスであることは間違いないというふうに思っています。そういった中で、沼田町は沼田式雪山センタープロジェクトの一環として、そういった食料の備蓄ですとか、それからデータセンターもそうでしょう。それから、町長が唱えるパックご飯、これらも沼田の構想の中の大きな位置づけというようなふうに私は理解しておるわけでありますけれども、まず、これらを今、備蓄米の関係についてはあれですけれども、何をまず優先させたら実現できるのかっていうことも戦略的に考えていかなきゃいけない。そういったことも協議会の中なのか、町のその要請の仕方の中で町長は今、何をまずもって進めていきたいのかということをはひとつ伺いたいというふうに思っておりますし、沼田町が国に要望するのはこれは当然であります、これをいかに実現させるかっていうことは、やっぱり企業を巻き込みながら逆に国に提案するぐらいのものが需要ではないかなっていうふうにも思っております。これもなかなか難しい話ではありますが、大手の商社、企業誘致のアンケートや何かでも、いろんなアンケートを取り

ながら取り組んでおりますけれども、例えば輸出も絡むような大手の商社なんかに
もハードルは高いかもしれませんが、今この備蓄米の話の中で関心を持ってくれる
ような企業もあるかもしれないということの中で、そういった活動も必要ではない
かなというふうに思いますが、まず優先度合いはどういったものなのか。それから、
企業への対処のアプローチはどういったふうに考えているのかという2点、お伺い
いたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）実際に私も実現をするために何が必要なのかということを自問
自答してきています。今、御質問にあるように、企業さんとのコラボっていうか、そ
ういうものも当然視野に入れた中で、企業誘致の中では雪を利用する企業さんにそ
れぞれアプローチをかけて取組をしているところであります。実際に、この食料貯蔵
流通基地構想を実現するには、我が家の米を主とする加工産業のやはり誘致を実現
することが一番大事なことであろうというふうに思っていますので、そのことも踏
まえ、パックご飯もしかりですが、今ある企業さんと接触しているのは、おにぎりの
5年間保存ができるそういう製品を製造着手している企業さんがいて、その企業さ
んともいろいろと協議をしているそんな段階であります。ですので、今言われる質問
にあるように、何を進めるのかということ、とにかく現実この地域で生産地から出荷す
る物を活用した商品が生まれる、その環境をまずつくるっていうことも重要な要素
だろうというふうに思っていますので、そのことも踏まえ、さらには商社とのそうい
うコラボも挑戦をしていきたいというふうに思っています。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）まあ町長のほうもいろいろお考えいただいているんだという
ふうに思っています。5年間保存ができるっていうことは、災害ですとか、その
備蓄用に回る物なのかなっていうふうなちょっと思いもしたわけですが、私
も1つ考えがありまして、今回、備蓄米が2,000円で放出。随意契約ではありま
すけれどもこの備蓄米の倉庫を持つことによって、安い古米ですよ、いわゆる。古
米を原料として、災害の備蓄のパックご飯でもおにぎりでもいいんですが、そうい
った物に一般競争入札しろって言われるかもしれませんけれども、そういうものを優
先的に災害用として加工できる施設、まあそうしていくと町長の言う加工分野、流通
分野の部分も実現していくんじゃないかなというふうに考えた次第であります。こ
れを続けて要請していく、または、していくことは重要だと思うんですが、令和9年
に米政策の転換が行われます。私はこれがリミットかなと。ある意味一つの区切りに
なるんじゃないかなというふうに思っています。今、備蓄米で機運が上がっています

けれども、来年は備蓄米ないんです。備蓄米の話がどのような流れになるか分かりません。そういった中で、沼田町の米を備蓄米に回すという話ではないんですけれども、まあ北海道の米を集めて、沼田が一大備蓄の場所に目指すためには、今年来年あたりが私は一つの勝負だというふうに思っておりますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）御提案をいただいた御意見は十二分に反映をして、今後の実現に向けた取組を挑戦してまいりたいというふうに思います。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）それでは、議席番号2番、篠原議員。利用者や保育者の視点に立った「こども誰でも通園制度」をについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。私からは、政府が今計画をしているこども誰でも通園制度というものについて、その内容の一端を紹介しながら、町長のお考えを聞いていきたいというふうに思います。この制度、政府は昨年末に保育所等を利用していない生後6か月から2歳の全ての子供を対象として、月に一定時間までの枠の中で、さらには親の就労要件にかかわらず時間単位で柔軟に保育を利用できる新たな制度ということで創設を決めたものです。子供や保護者からの、保育の専門家や家族以外の人と交流しながら子育てをできる、そういう環境の整備を求める声、これに応えたものであるというふうにも言えますけれども、このこども誰でも通園制度を来年2026年から全国で実施するというのを今目指しているものです。現在、100を超える自治体で既に試験的な事業が行われています。来年度から子供・子育て支援法に基づいて新たな制度として全国の自治体で本格実施を目指すものですが、かなり急ピッチでこの新制度の発足がされるために、執行的事業実施要綱というものが2024年1月に示されただけの状態になっています。

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

その概略が資料の1というところなんですけれども、この3番のところにありますけれども、ICTシステムを利用して、全国どこでも誰でも空きがあればいつでも利用ができると、要するに、スマホで予約をするという今非常にはやりな感じのそういう仕立てになっている制度なわけです。それで5番目のところにちょっと私も棒線をつけていますけれども、いろいろ基準がありますけれども、保育資格を持った保育

士は、この場合、必要人数の2分の1でもいいとか、それから保育所などと一体的に実施する場合は、他の職員から支援を受けられるということで一人体制でも構わないというような内容、それから独立した専用の部屋がなくても通常の在園児と合同の保育形態も認められるというような、かなり緩やかな内容になっているということです。沼田町の場合では、まあ恐らくは、認定こども園がこの制度の受皿になるだろうということが想像できるわけですが、そう考えた場合に、この制度を概略ですけど見たときに幾つか非常に危惧される部分がありますので、その点をまず指摘をさせていただきたいと思っております。まず、一時預かりや乳児保育の経験をされた保育者からは、この制度では初めてのこういう保育を利用する子供は不安で泣きっぱなしになってしまっていて、保育士がそこにかかりきりになることになれば、ほかの既存の子供たちの保育の質が担保できないのではないかという不安の声が出ています。それから、御存じのようにゼロ歳後半というのはいわゆる人見知りが始まる世代で、こうした時期の保育所への入所は子供にとっても大きな不安が生じると。保育者にとっても一人一人の気持ちや個性に寄り添いながら緊張に満ちた保育を強いられる。さらに、1歳、2歳になっても、入所時だけでなく保育者が代わったり、子供も集団の構成が変わると不安が高まって気持ちの崩れが起こりやすい時期でもあるということ。そういう子供の特性状況があるわけですが、ところがこの制度では、この時期の子供たちが特にこういうふうに必要なとしている継続的で安定した人間関係を確立するための配慮が非常に不足していると言わざるを得ないと思います。さらに、これは杞憂であればいいんですけれども、保育中の重大事故に関してですけれども、全国の保育施設等での事故で亡くなった子供のうちゼロ歳から1歳までが全体の8割を占めているということですね。家庭から社会的な場合の環境変化は、子供の健康や安全上の重大なリスクと背中合わせになっているということも言えるのではないかなと思います。政府は、専門的な知識を持つ職員がいる場で、同じ年代の子供たちが触れ合いながら育つということで、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長をすることができるとこの制度の意義を説明していますが、このように不安定で脆弱な保育体制では、子供にとっては戸惑いや不安ばかりを経験することになりかねないのではないかなというふうな心配もあります。私なりに個人的な考えですけども、なぜこのような制度設計になっているのかというふうに思うんですけども、その理由は事業者がその気になればより多くの利用者を集めることができる制度と。つまりは、営利を目的とした事業者が参入しやすい制度になっているのではないかなというふうに考えることもできます。そこで、以下の点について町長のお考えをお聞きします。まず、利用者の目線からいくと、保育者との信頼関係や友達との安定した生活が必要となる子供のこの時期に、たまに利用するだけのこの制度で果たして保育の質が本当に担保できるというふうにお考えでしょうか。

それから、一時預かりを担当する保育者の目線から言うと、一般の保育者以上にここの担当になる保育者には緊張やストレスが強えられるというふうに考えるわけですが、専任の保育士の確保は必要と予想されるにもかかわらず、この制度では通常の保育士による兼任も可能であるというふうな緩い内容になっているということについては、どのように受け止めているのでしょうかということ、お伺いをします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えしたいと思います。こども誰でも通園制度の概要についてでありますけど、令和6年の6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によって、令和7年度以降、こども園でもこども誰でも通園制度として位置づけられまして、子ども・子育て支援法において令和8年度以降、全国で実施される給付制度として示されたところであります。こども誰でも通園制度は、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生活環境を整備することを目的とするもので、月一定程度一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所に通園できる仕組みとして創設されたものであります。そのような状況の中でありまして、御質問の1点目でありまして保育の質が担保できるのかという問いでありますけども、通園に慣れるまで時間のかかる子供に対する対応として、初回利用の前に保護者と事前の面談を行い、子供の特徴や保護者の意向等を把握すること、利用の初期に親子通園等を取り入れることが可能になることから、安心して過ごすことができるよう配慮した受入れを検討していきたいと思っております。それから、将来的にお子さんが入園となる場合においても、本制度を利用することでスムーズな連携を図ることができるというふうに考えています。また、子供によっては家庭と異なる経験や、地域に始めて出ていって家族以外の人と関わる機会を得られること、あるいは年齢に近い子供との関わりにより、成長発達に豊かな経験をもたらすきっかけとなることにも期待が持てるかというふうに思っています。保護者にとって、月に一定時間であっても子供の成長過程と発達の現状を客観的に捉えるなど、保護者自身が親として成長していくことにもつながるというふうにも考えられます。この制度は、実施主体は町となりますが、委託を行うことが可能であり、沼田認定こども園にこの制度を委託する方向で打診、それから事前に協議をしている段階であります。近年、沼田認定こども園では、生後6か月以上の新たに入園するお子さんに対して慣らし保育を実施していますし、また、一時預かり保育事業あるいは沼田町ファミリーサポート事業を委託しており、経験豊かなスタッフもいることから、今後も沼田認定こども園や関係機関と協議の上、質の高い子育て環境の居場所づくりを展開していきたいというふうに思います。それから2点目の質問であります、保育士による兼務が可能をどう考えるかという点でありますけれども、本町では、沼田認定こども園に

子育て環境の充実を図る一役を担っていただいております。現時点において、本制度の利用可能な対象年齢のお子さんのほとんどは沼田認定こども園を通年利用しており、多くのお子さんが本制度を利用する状況にはならないというふうに想定しているところであります。今後、事業実施に当たり、事前に受入れに必要な保育者数それから子供の定員数を算出し、必要整備などの見込みの把握を行うとともに、本制度に従事する前に研修等を受講することで、必要な知識や技術を習得していただく機会を設けていきたいというふうに思います。いずれにせよ、今後も保育士を中心とした子育てに関わる人材を確保した中で、現行の子育てに関する事業、あるいは養護支援家庭の対応など、こども誰でも通園制度の実施と連動させながら、地域資源を活用した地域の実情に応じた妊娠期からの切れ目のない支援を実現できるよう、関係機関と連携を図ってまいりたいと思います。なお、兼任保育士の取扱いについてですが、現状、保育士には全国的に人材不足が課題であり、将来における持続可能な子育て環境を整える必要があるというふうに思います。その上で重要なことは、働きやすい環境づくりをより一層進めて業務の効率化を図ることが必要で、まあ保育士も子供も、そして御家族も安心できる子育て環境を進めるために、沼田認定こども園においては人員配置基準を上回る保育士を配置する支援を国に先駆けて町が行っており、受け入れやすい、あるいは働きやすい環境づくりに貢献しているというふうに思っていますし、今後においても、園との連携調整を十分図りながら対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい、今の町長の御回答では、おおむね特に心配されることはないというふうに受け止められるわけですが、この制度の本質についても政府の考えている説明に沿って今お話をしていただけたのかなというふうに理解をしましたけれども、2点ほどちょっと確認をさせていただきたいところが今お話の中にあったんですけれども、まず、このこども誰でも通園制度の保育を行うときの実施主体は沼田町であるというふうに今おっしゃったように聞いたんですけれども、先ほどの資料の中にもあるんですけど、今、全国で行われている試行的な取組ではそれぞれ各自治体が行っていますけど、この制度が本格実施になったときには、利用者と施設側、事業者との直接契約になるというようなふうに制度ではつくられているようで、ですからスマホで事業者のほうに直接利用を申し込むというような。そうすると、自治体の関与っていうのは非常に薄くなってくるのかなと。そこが一つやっぱり一番心配されている点なのかなというふうに考えているんですけれども。それから今、実態として沼田町で認定こども園に多くの子供さんたちが利用していて、実際にこの制度が始まった場合でも利用されるケースというのはそんなじゃない

かという予想もできるということなんですけれども、沼田町内で考えた場合は当然そうなんですけれども、この制度のつくりというのがこども誰でもって言うように、全国どっからでもいつでも申し込めると、たまたま例えば旅行中に子供を預けなくなったとかってというようなことも想定されているのではないかなというふうに思っているんですけれども。そのためには、やっぱり十分なスペース、保育場所とか人材の確保っていうのがやっぱり必要になってくるのかなというふうには思うんですけれども。今、最後のほうで町長のお話では、規定の保育士の配置基準を超えて配置をしていると、今のところは十分に対応は可能だというふうな体制をとってられるということなんですけれども。まあ本当に何から何まで予想と、そしてそんなことがなければいいなという杞憂で終わればいい話ではあるんですが、この制度のつくり自体がそういう誰でもどこでも利用できるっていうような非常に緩い形になっているということから言えば、十分に備えておくことは無駄ではないのかなというふうに思いますので。今のその認識の違いの点について、もし加えて説明があればお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（小峯聡議長）ちょっと休憩しますか。はい、暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（小峯聡議長）じゃあ再開します。町長。

○町長（横山茂町長）間違ったら困りますんで。今、国から示されているその要項を確認する限り、事業主体は町である。いわゆる実際に運営する形を、運営される保育園等々については認定許可行為をした上で審査をし、対応するというふうになっているようですので、先ほど御質問にあった資料に書かれている、いわゆる事業者と利用者の直接契約によって対応されるということ、そのことが事業主体がその事業者でなかろうかという、そういう類のものではないようです。そのことを御理解をいただければというふうに思います。もう一つが、いわゆるどこからでも利用できる制度。全国各地から、沼田町がよくて、我が町のこども園、仮にこども園が実施するとなれば、こども園に殺到するような状況が生まれたとしたら、それは何らかの対応をしなければいけないというふうに思いますけれども、現状の形、あるいは現状の人数等々を把握する限りは、うちの町の施設で対応は十二分可能ではなかろうかなというふうに思います。御心配されるのはいろいろと、いろんな想定をしなければいけないことは重々を分かりながらも、そのことも踏まえて、実施されるであろう認定こども園とも十二分協議をしてまいりたいというふうに思います。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○町長（横山茂町長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）私のほうも理解の不足しているところがあったのかなというふうに思います。決して、上げ足を取るような、そんなようなつもりで質問したわけではないんですけれども。現実、想定されることとしては、町長おっしゃるように、そんなに問題が起きることはないんだろうと、なければいいなというふうには私も思うわけなんですけれども、全国で一斉に同じように始まるという状況の中で、おそらく都会のほうなんかでは基準さえ満たしていれば十分な、沼田のような質の高い保育環境を提供しないような事業者でも参入できる、そんなような非常に甘い制度なのかなという認識が私も理解があったので、沼田町はその点、保育の質はしっかりと担保ができるというふうに自負をしておりますというお考え、お答えがいただければ、それでよかったのかなというふうにも思っているんですけれども、本当にこういう自治体に混乱を持ち込むようなこのようなことを、やはり保育の部分でもこの市場化という流れの中で考えられてきているということについては、一定の警戒感を持っていかなければならないのかなというふうには思うんですけれども、この制度の来年度の本格実施に向けては、この要項に従って今予定通り進めていくのか、さらに現実、実態に合わせて改善を国に求めていくというようなこともあるのか、最後にそのあたりをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。基本的には国が示しているその内容に則って対応してまいりたいと思いますし、実情をいろいろと対応した中で、もしも不具合があるようであればそれは当然改善してもらうか、あるいは、我が町としては子育て満足度日本一を目指しているまちづくりを進めてますので、さらに先手を打って対応するようなそのことも考えていかなければいけないだろうというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号4番、久保議員。外国人材と国際交流をどう活用するのかについて質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。私からの質問は3つあります。それらは3つのスクリーン資料で用意させていただきました。傍聴者は近くのスクリーンを御覧になってください。ユーチューブ見ている方は、沼田町議会のホームページを検索されてそこ貼られた私の資料をPDFで御覧になっていただければと思います。今回の私の一般質問は、外国人と国際交流をどう活用するかです。質問の根拠は、沼田町は既に複数の外国との接点を持ち、さらにこれから交流する国を増やしていくという動きがありますが、将来、介護人材などを活用したり、輸出による稼ぐ力を創出

するときに、戦略的な外国との交差点効果と、外国人材への町の理解と町民ニーズが伴っているのかという心配から質問させていただいています。今朝の北海道新聞の一面の記事でも、北洋銀行さんが子会社で外国人材の派遣を、まずはインドネシアで約140人の人材を現地で日本語学校で勉強して、その方々を日本に連れてきて、そこで建設会社で高度人材として活用するという新聞記事が載っていました。それに対して、さらに北海道の建設協会も賛同の意を表しているというような内容でございました。まさに外国人材は国際交流の取組として、自治体の持続可能を占う重要な事業となっていると思います。担い手に関しての議論は今までも町長とさせていただきましたが、農業、商業、誘致企業、全てに対して待ったなしだということだと思っております。そこで、外国人材と国際交流、沼田町が既に取り組んでいるので、これをさらに有効に活用するためには、どのようなことを町長、そして教育長がお考えなのか、そこを質問させていただきます。沼田町の人口は、2025年3月末で前年同月比48名の減少で、2,746人になりました。高齢化率は40%を既に超え、人材の供給力不足に早急の手配としなければ町の崩壊を招きます。これ全国全ての自治体に共通の課題で、同じパイの中の移住・定住に加えた事業が求められています。そこで、外国人材と国際交流をどう活用するのかを問います。まず、資料1の沼田町が世界の中心というのを見ていただきたいと思います。沼田町は既に多くの国と交流しています。既にカナダのポートハーディとは姉妹都市をしていますし、NHKの沼田町で放送されたすずらんは海外で21か国以上で放送されています。現在また英会話の先生がアイルランド人としてやってきています。その中で、まず町長に質問をさせていただきます。外国と姉妹都市や友好交流をより深め持続可能にするためには、経済交流が効果的だと思っています。まちづくりぬまたなど、沼田町の商社が最小海外コンテナ5トンに沼田町の官民の産物を詰め合わせて輸出し、姉妹都市との交易で稼ぐ力を発揮し、同時に移住も早期に行うという、そういうこともこの交流の中で、町長のお考えなのか、それをまず教えてください。教育省にはですが、英語教師として、アイルランド人のデビッタ・アラン・リンチ先生が、この4月から教育委員会の職員として赴任されました。これはかなり思い切った政策であり、現場でも我々も喜んでいるところなんです、この先生の初等教育に期待が大きいところですが、質問として2つ。1つは、高校や大学への進学、単に低学年がABCを覚えるだけではなくて、リンチ先生の効果、民間の英語塾がなかなか定着しないという悩みも保護者で持っているのですが、この充実に関して聞きたいと思います。2つ目は、姉妹都市や官民の外国人材の沼田町への引き込みや、町民との交流にリンチ先生はどのように活用されますか。リンチ先生が学校から離れたところで社会教育その他で、どのように教育委員会では期待をされているのか、そこを教えてください。次は、資料2を見ていただきたいと思います。これ外国人に選ばれる沼田町づくりとい

うことで、現在の技能実習制度というのが廃止になります。国の制度で、2027年度から外国人材の確保と育成を目的に育成就労制度というのが始まります。この制度というのは、つまり外国の人材を育てる能力のある市町村のみが外国人材を活用する権利があると。ただ単に引っ張ってきて、その方々の力を発揮していただくのではなく、その方々を育成する力のある市町村が外国人材を活用する権利が持つという政府の判断が、この法の根拠のようだと思います。この法の設立により、外国人材の確保が自治体間の競争になる可能性が高まりました。単に引っ張ってこえばそれで終わりと、当てがうだけではなくて、これからは逆に外国人材から選ばれるまちづくりが必要だと思います。この資料の中でいろいろ書いてあるのですが、お時間があるときに目を通していただきたいのですが、特にこの右側の上智大学の根本教授なんですが、私個人的に2004年の11月から交流している方なんですが、現代ミャンマー史の権威の方です。ここに書かれていることは既に皆さんも御存じのことかもしれませんが、この根本先生もおっしゃっているのですが、ぜひ沼田町の担当者ここに書かれていることを共有してくれということだったので、ぜひ荒川課長、安念園長、山下園長、現場の皆さんと共有して、またさらに何かあれば根本先生自身も沼田町の状況を知りたいということで、お互い相互的に情報交換をして、良かれという方向に進んでいきたいということなので、これは情報として、また質問の参考としてここに述べさせていただきました。ここに関しての質問なんですが、まずは町長に対してなんですが、外国人材に選ばれるどんな事業を沼田町が行っていますか。まさにそこが国が申し立てるところの育成就労制度の根拠になると思います。そこに対してお答えを頂戴したいと思います。3つ目なんですが、3つ目に準備した資料は、沼田町が選ばれるたびに絆をつくろうということで、2番目の質問の派生系のような質問なんですが、現在台湾の瑞穂郷として所管が教育委員会ですが、やはりせっかく交流するのであれば、かつて台湾の台北、台中と農業や我々商工会がいろんな商品開発やお米などで交流したように、経済的なことも必要だと思うのですが、その流れでより絆をつくっていくことが大事だと思います。民間企業の受け入れ、例えば妹背牛町ではベトナムの方がいらっしゃったときに、ただ単に老人ホームで働くのではなくて、佐藤鋳工さんにかなりの方がいらっしゃるようです。妹背牛には46の方がいらっしゃるようですが、妹背牛に20代の人口がかなりいらっしゃるというデータもありますが、その20代のほとんどがベトナム人だというような裏付きも既にあります。ベトナム人や日本人に関わらず、定年連化のまちづくりにするためには、いろんな形で効果的であり民間企業の受入れ、そして、下には名寄市の報告も書いていますが、名寄市の場合にはただ単に受け入れるのではなくて、まず数年前から検討委員会を設置して、副市長らがネパールに行って調査をして、ネパールで再び調査と交流をして、現地で社会福祉関係向けの研修会を行って、介護術や栄養管理などを

伝えた上で、さらに名寄で働いてみたいということで名寄市に来て、名寄市で外国人日本語教育教室を行っているようです。このように大きく2つのパターンがあると思うんです。受入れ側に役場の職員も含めて、町の民間企業がきちんと受け入れる。あと、町自治体自体が現地に向かって行って交流を結んで、そしてお互い必要だということにやってくる。つまり、この絆とはお互いを必要とする関係だと思います。そこでまた翻って質問ですが、3つ目の質問です。町長へ受け入れるには名寄市のように事前に現地で交流を、こういった勉強会、町民と交流、文化の違いの理解、日本語学校などの学習の機会などが効果的です。このようなことを、これからミャンマーの方を受け入れることにあたって、沼田町は既に準備をされているのか、これからそのような計画があるのか、その事業について問います。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えいたします。まず、私のほうからそれぞれ3点について、後ほど、教育長から回答させていただきます。1つ目の質問であります。ポートハーディ地区とは姉妹都市を締結して、昨年30年という時間が過ぎましたが、現在も人的交流をメインに行う関係性を保って、昨年、台湾の瑞穂郷との友好交流協定を締結し、まさにこれから関係性を築く状況となっています。御質問の経済交流に関してですが、議員が言われるとおり、より振興を深め今後とも交流環境を持続させる手段の1つとして、効果的であるというふうには思っておりますが、地元産品の輸出入による交易であれば、輸送などのコスト面、あるいは地元産品の安定供給、仲介する卸業者や商社との調整などの課題もクリアした上で、双方にとって有益なビジネスとならなければ、逆に持続可能な取組として成り立たないであろうと考えています。一方、観光客誘客をメインとした経済交流であれば、本町の宿泊施設、ほたる館ですとかオートキャンプ場、あるいは体験施設、自然学校や化石、スキー場などの受入体制が整えられれば、持続可能な取組となることから、台湾瑞穂郷との友好交流をきっかけに本町の観光資源やアクティビティなどの強みを生かしたインバウンド誘致に向けた経済交流の取組についても検討していきたいと考えています。それから2点目ですが、現時点において外国人材から選ばれる町としての具体的な事業を行っていないのが現状であります。今年度より新たに地域おこし協力隊の募集枠として、福祉人材限定でありますけれども、外国人の就労先を確保することでその分野を志す外国人を受け入れる準備を進めているところであります。なお、今回募集する人材に関しては、特定技能1号を持つ外国人に限定していることから、母国で一定程度の日本語、それから介護福祉の知識を身につけた方を採用する予定であり、また、永住権を得られる介護福祉士の国家資格取得条件となる3年以上の実務経験が地域おこし協力隊に任期中に得られることなどから、日本国での永住を希望す

る外国人にとっては、よい条件下の下で自らのスキルを高めながら働けることとなると思います。3点目の質問であります。福祉人材として今年度受け入れを予定している外国人については、出身国が同郷である外国人を数名受け入れる予定であり、日本の文化や常識、また、先ほど述べたとおり、日常会話ができるまでの語学レベルを勉強、習得した外国人を求めることとしておりますので、現時点において外国人材の受け入れ先に行って、現地での事前研修のような取組については想定しておりません。ですが、やはり言葉や文化、食生活、気候など自国と環境が全く異なる国で生活していく中においては、どうしても孤独感を抱いてしまう場面があると思いますので、日常的な生活支援などの職場としてのフォロー体制を整備することが必要というふうに思っておりますし、心のよりどころとなる相談相手として、今後CIR、国際交流委員の採用や町民との交流など、孤立化を防ぐ受入れ後の体制づくりが重要というふうに考えています。私のほうからは以上です。

○教育長（三浦剛教育長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）では、私のほうに頂いた質問につきましてお答えさせていただきたいと思いますが、まず、デイビッド・リンチ先生につきましては、現在の勤務状況なんですけれども、小学校においては1、2年生のハローイングリッシュ、これが約2週間に1時間です。各学年です。3、4年生の外国語活動、これがそれぞれ週1回、5、6年生が外国語授業として週2回、週2時間です。このほかに、1年生を対象にしました放課後を活用した英語タイムという授業です。これは週1回です。これらの授業に入っていただきまして、授業外にも英語を見せる機会を提供させていただいております。それから中学校です。中学校につきましては、各学年140時間、これは週に換算しますと週4時間です。こういう授業に関わっておりまして英語の充実を図っているところですが、これを小中学生に合わせますと、週大体20時間、授業に入る計算になっております。また、このほか毎月、沼田認定こども園を訪問いたしまして英会話教室を実施しておりまして、幼児期から英語に親しむことで、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っているというところであります。以上のようにリンチ先生非常に忙しい状況なんです。日々、授業や活動、空き時間には、これらの授業に係る担当教諭、担任との打ち合わせや教材の研究などを行っておりまして、ほぼ教職員と同じような働き方をしている状況であります。高校の進学に向けては、学校教育での基礎学力と応用力の習得が基本になります。さらに、町が運営している公設塾におきまして、学校と違う立場を生かしながら学力向上の支援にだけに留まらず、進路の意識の育成や学習習慣の定着、生活習慣の改善など、受講者へ多面的に町としてもアプローチしているところでもあります。リンチ先生が高校や大学の進学に向けた英語塾の講師として活動することも効果的な方向であるかと

と思いますが、高校、大学、進学に直結するような指導までを業務の範囲とすることは、今の状況から言いますと現実的に難しいのかなと感じております。ただ、今、高校入試なんですけど、以前私たちの時は受験というのはほぼ全て筆記試験だったと、ほぼ読んで書くという試験だったと思うんですが、今の英語の入選ではリスニングの問題が出ます。この配点が大きくて、100点満点のうち36点がリスニングにかかる試験です。そういうところもありますので、授業の中での読んだり書いたりというものに関してリンチ先生が直接指導に当たっているところは少ないかもしれませんが、高校入試にあたっての受験対策という部分では、この辺を中学校の英語教育と十分打ち合わせしながら事業に入っているところでもありますので、久保議員が思われているような、高校の受験対策としての役割としても私は十分担っているのかなと感じております。ただ、リンチ教諭の主な役割としては、学年に応じた英語活動や教科のアシスタントに重点を置きつつ、ネイティブスピーカーの特徴を生かして、子供たちが生きた英語、使える英会話を学び、実践的なコミュニケーションの習得によって、国際社会をたくましく生きる人材を育成することが最大の教育効果かなと感じております。続きまして2番目の質問でございますが、ALTは本来、学校教育における語学補助員でありますけど、リンチ先生は4月から町職員として採用しております。通訳、翻訳では専門職ではないのですが、姉妹都市であるカナダ・ポートハーディの国際交流における通訳として、一定の活躍ができるものと考えております。本年の交流事業におきましても訪問団の一員として訪問することとなっております。今後の国際交流のつなぎ手として、ポートハーディとの相互理解を深め、持続可能な関係を築いていくための人材の一人としても期待しているところでもあります。また、外国人材の取組については外国人就労者などが考えられますが、英語圏の外国人だけではないため難しい部分もありますが、国際共通語である英語は、国際的なビジネスや観光など様々な分野に使用されておりますので、地域における国際化の担い手として貢献できると考えております。地域との交流の場という点では、外国人材につきましましては、ちょうど今月、先日でありますけれども、6月11日に一般町民を対象といたしました社会教育授業であるアイリッシュ・パブを語ろうという授業ですとか、6月14日に幼児から一般町民までを対象にしたイージー・イングリッシュなど、社会教育の担当とも連携しながら、英語を活用した町民との交流の場で力を発揮していただいているところでもあります。できれば、こういう場にも外国人材が御参加いただきまして、広がっていくことを期待しているところでもあります。以上であります。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）2人の答えからいろいろ現場の苦労も、そしてまた、なるほ

どという理解も深まった一方、もうひとつということも感じましたので、教育長に1つ、町長に3つ追加質問をさせていただきたいと思います。町長のほうから、ビジネスをするにはいろいろコストがかかるとかお話だったんですけど、やはり沼田町、小さい商店が多いですが、農家の努力もありますし、トウキビやごぼうやトマトジュースや新しい作物もいろいろ海外の方に喜ばれているものがあると思います。やはりこれを外国人に取りまとめて、自治体ではなればできない貿易というものもあると思うんです。各種法律の整合性やスケールメリットによる複数企業のコストの共有、為替への瞬時の対応、やはりここら辺というのは民間企業だけではなくて、行政だからこそのことだと思います。外国人材に関しても、日本には在留資格が38種類あるので、窓口としても行政役場は大量にありますし、公営住宅などのインフラ事業との組み合わせも特徴だと思います。ですから産業の面でも沼田町に住んでもらうという面でも、民間も頑張るけれど行政の力も一緒に、このシナジー効果というのが必要だと思います。そこでまず、教育長に質問なんですけど、いろいろリンチ先生もお忙しいということも理解しますし、毎朝私の家の前に通勤されているので、今日もお互い声をかけながら解け込んでいるなというような安心感も持たせていただいているところなんですけど、近い将来、ミャンマー人の方が沼田町にいらっしゃる。そしてベトナム人も既にたくさんの方が働いていますし、聞くとところによるとインドネシアの方もいらっしゃるということも聞きます。その違う国々の方同士がいろいろいらっしゃるんだけど、ベトナムの方とミャンマーの方が交流しないというのは逆に不自然だと思いますし、その輪の中に沼田町民が入っていないというのも何か違和感というか、もったいないなという気がします。そういうときに外国人材が沼田町を選んでくれる、ミャンマーの方なりベトナム方が、私たちは沼田に行きたいな、先輩に聞いたら沼田町の介護施設はいいから、今度は雪の多い高穂スキー場でスキーをしながら、お年寄りのお世話をしたいなという気持ちになるようなことは、絆をつくるファシリテーター的な立場に、デイビット・リンチ先生が、ぜひなっただけはないかなと私は考えています。確かに忙しいですし、同時に社会教育でアイリッシュ・パブを語ったりとかうんぬんとかもされていますけれど、今回ポートハーディに行かれるということは、非常に素晴らしいことだと思っています。先ほどの一番目の表の中でも、既にカナダとアイルランドの方が沼田町を介して交流をするということがありましたので、今度はさらにベトナムやミャンマーの方に間に入ってもらって、そこにまた沼田町民の方も入って、一緒になってデイビット・リンチさんの素晴らしいキャラクターを生かしていただきたいなと思いますが、そのような事業があるのか、また考えてもよろしいのかということ、デイビット・リンチさんに関わらずですが、教育委員会のお立場としてどのような準備があるかということの一つ聞きたいと思います。町長に関してはですけど、ポートハーディも町長、去年行かれま

して、素晴らしい会だったという報告も聞いております。このポートハーディとの交流の原点というのは、留萌市の井原水産さんですね。井原水産の営業の方と商工青年とか我々が駒吉でカウンターでいろんな話をしているうちに実はという話になって、井原水産さんがカズノコ輸入しているからというので、我々が代わりばんこ、当時の篠田町長や金平さん、吉住さんが行かれたりする中で交流が深まっていった。つまり、貿易、経済の上に交流があったと私はポートハーディに関しては理解していますし、現実そうだと思います。ところが、井原水産さんが2004年6月30日に沼田町が撤退されたから、貿易の枠がなくなって交流のみとなり、さらに少子化や人口減で、各年ごとの交流も危ぶむ声が出て、今回も議案の中に幾つか書いてありましたし、お二人の冒頭の説明でもあったんですが、沼田町の母村、富山県小矢部市との青年交流事業の参加者の確保すら難しくなってきたのと同じ構造がこのポートハーディにもあり、その交流を持続化するためには経済が、堅牢な結びつきの必要が効果的ではないかと、その考えがあるのですが、交流だけではなく貿易をベースにした交流、もしくは両立するようなこのようなお考えはないのかということをして2つ目の質問とさせていただきます。それとあと、町長にもう2つ伺いたいのは、沼田町は外国人材をどのように向かっていくかということがこれから重要だと思うんです。いらっしゃってから孤独にさせないということも確かに大事なんですが、特定技能の1号を持っている、ある意味高度人材だと思います。その方が沼田町にいらっしゃって、そこで実力を発揮してもらうためには、やはり沼田町が外国人材を必要としている、そして彼らも沼田町を必要とするという方だと思います。私も今回の一般質問にあたって、いろいろ調査した中で、外国人材が日本で働くには2つの形があるということをお勉強させていただきました。ちょっと私の言葉できつい言い方かもしれませんが、一つは使い捨て型です。もう一つは絆の熟成型です。使い捨て型というのは、単純労働を最低賃金で3年以内にほかの方に交代していく。絆の熟成型というのは、本人に年間およそ500万円ほどの直接所得を支払いして責任のある仕事を覚えていただき、さらに資格も取っていただいて会社内で趣味のサークルをしてもらう。例えばベトナム人だったら、野球よりもサッカーが好きなのでサッカーチームを会社で作っているという企業さんもありました。広域のサッカーチームに彼らを出していただいたり、会社の休みの日には会社の社員ぐるみで希望者があれば魚釣りに連れて行ったり、一緒にバーベキューなどを楽しむと。そうすれば就労年数は自然と5年以上になるし、外国人材がまた外国人材を呼んでいただいて、会社の経営も人材に関しても上手に回っていくと。他社の社員との交流も広がって営業力もつくという。そういうおおむね、使い捨て型か絆の熟成型でそれぞれのよい点があり、どちらがいいかということよりも、これからの国が言う育成就労制度というのは、まさしく使い捨て型から絆の熟成型に国はそういうところを促そうとしている法律の根拠だと私は

感じます。そこで町長2つ。沼田町は外国人材を使い捨て型か絆の熟成型か、どちらでこれから活用していきますかというのが1つ。もう一つは、沼田町は老健施設、老人ホームなどに外国人の活用を現在計画中ですが、現時点ではその方々はいつ沼田町にいらっしゃるのか。そして何人が何年働いてもらうか。現在のお考えで構いませんので、それをお答えください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）たくさんの再質問をいただいたので、抜けていたらまた教えてください。1点目のポートハーディとの交流に関して、交流の持続化に向けて貿易から経済交流ということでありました。多分議員も知っておられると思うけれども、いわゆる向こうの商品は、我が町に輸入して販売をした経緯はたしかあったというふうに思います。それがなぜ続かなかったかという、結局はそれをビジネスとして対応できなかったというのが結果だったのではないかと僕は受け止めています。それによってもうやらないというそんな話ではないのですが、少なからず日本のお米から農産物の全体に及んですごく好評に推移をしている、特に台湾への日本の食に関してはすごく評価も高いというふうに聞いていますので、そのような状況も踏まえて、現在は雪中米も輸出は遠ざかっているようではございますけれども、そのようなこともひっくるめて、改めて仕切り直しというか、そういうつながりは持っていき、お互いにいわゆるビジネスですので、Win—Winの環境をどうやって作るかというのをやはり商工会としても商店としても、いろいろと議論いただければなというふうに思います。2点目の外国人を受け入れる、いわゆるその方針、使い捨てか、絆制度かという両方の選択という話でありましたが、僕はその選択というよりは、とにかく外国人材の方々においては、やはり人材の一人として招聘をするという認識で私は考えているところであります。そのことを踏まえて、現状、今想定をしている施設への招聘人数は4名の方で、さらに地域おこし協力隊の制度を活用して招聘をしたいということですので、3年間というそんな考え方で今準備を進めているところであります。以上です。

○教育長（三浦剛教育長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは私のほうから、リンチ先生にファシリテーター的な役割という話の質問でございますけれども、リンチ先生自身が既に地域に溶き込んでいる外国人であるかというふうに感じております。言語や文化の橋渡し役として、日本の文化やマナーを理解できるように、外国人材が安心して生活するためのサポートというのは可能かなというふうに感じております。ただ、彼一人に担っていただくわけではなくて、地域全体でサポートできるように社会教育事業とも活用しな

がら、地域との触れ合いとも積極的に進めていけたらなというふうには思っております。以上です。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）今回の一般質問で、町長も教育長も外国人材との交流、活用、深まりは重要だなというふうに認識されているということと感じました。もちろん私も感じているところでございますし、ただその準備の遅れと運営の手法と具体化にはまだまだちょっと課題があるんじゃないかなということも私の中では確認しました。やはり町長が言うWin－Winしたいというのは、私の言葉ではやっぱり絆ということだと思いますので、いらっしゃってから孤独にしないというのではなくて、きちんと、なぜ我々はミャンマーの方に来てもらうのか、なぜミャンマーの方々は沼田町を選んだのか、そこをいらっしゃる前からきちんと名寄市のように秩父別町のように、そして沼田独自の横山町長だからできるWin－Winの関係をぜひ作っていただきたいと思いますし、その時には教育委員会のリンチ先生が非常に大きな力となると思って、私は今回の一般質問を作らせていただきました。異文化との交流というのは異文化だからこそ考えに相違があるしトラブルの可能性もあるけれど、ギャップがあるからこそ豊かな交流も生まれるし、ギャップがあるからこそ経済効果も生まれるというのが事実だと思うんです。お互い違うということが一番の魅力だと思いますので、そこをきちんとまずはリーダーの皆さんが把握されて、そして現場の職員の方がミャンマーの方、ベトナムの方と仲良くされて、町民もきちんと交流していく、その環境づくりをするのはやはり一つの大きな我々の世代の責任だと私は感じていますし、これからまたさらに国際交流を広めるのであればなおさらだと思っています。先ほど私は外国人材を使い捨て型か、絆を熟成型かと問いましたが、これは実は言い方を変えたら、沼田町の地域おこし協力隊を使い捨て型にしているのか、絆を熟成型にしているかということとも言えますし、沼田町は指定管理者や誘致企業を使い捨て型にしているのか、絆を熟成型かとも還元できます。つまり外国人材とは、沼田町が規模を拡大していくためのメタファーだと思うんです。ミャンマーの方もきちんと活用できない我々が日本人の地域おこし協力隊の方に根付くということも厳しいですし、企業誘致をする時でもきちんとWin－Winの関係、絆をつくらなければいけない。その中でそれがきちんとできる町は、外国人材もきちんといらっしゃっているようすし、そうでないところは厳しいことをしているようです。これから沼田町の役場として初めてミャンマーの方を4人、3年間という話であれば、またその方々とどのような交流の準備をするのか、そして来てもらった後に、次の3年間はまた来なくなる方がバトンタッチのように連々と生まれてくれるのか、3年後にその方々が沼田町の企業で働きたい、農家にとつぎたい、新しい会社

を起こしたい、近くの町だけれど、北海道にいたいという気持ちにさせるのは、やはり我々の責任だと私は思います。最後に質問、2人に1つずつ簡単な質問をさせていただきたいと思います。教育長のほうなんですけど、教育長が小矢部とポートハーディと長年築いてきた青少年交流事業、この参加者が集めるのに苦労されて実地集計の検討にも入られたというお悩みも課長から聞いたところ、私も察するところが多々あります。やはり国際社会のスピードが加速する中で、沼田町の子供たちだけがほかの町よりも進んでいたはずの交流が、ここで退化してしまうのはかなりもったいないと思います。今回、デイビット・アラン・リンチ先生と我々の距離が、この4月以降さらに近づいたという環境を教育長がつくっていただいたので、この青少年交流事業を出掛けるだけではなくて、まずは沼田町内で青少年交流事業を行って、そこで熟成された海外のセンスを持った、国際感覚を持った沼田っ子との交流を、小矢部市やポートハーディに行っていくことで、この交流の希望が接続していくというのが教育じゃないかと、私は思って教育長のお答えを聞いて感じました。そこで質問ですが、沼田町にこれからミャンマー人の介護職員が4人いらっしゃるとう町長がおっしゃってくれました。既に民間のベトナム人の方やインドネシアの方がいるそうなんですけど、既に沼田町で仕事や買物やスポーツなどの生活をされています。彼らと沼田町の児童生徒たちをデイビッド・アラン・リンチ先生がファシリテーターになって、交流授業を行うことは可能なのか。もしくはミャンマーの方なりベトナムの方なりは、職場の中である程度クローズしたところで生活していただくのか。どこかで沼田の子供たちが、沼田っ子がアラン・リンチ先生の交流授業の中で英会話をすることによって、海外に興味を持って、そのセンスによってポートハーディに行ってみたい、小矢部に行ってみたいという気持ちに接続していくのが一つの手法かなと感じますが、こういうことは可能なのか、そのお考えがあるのかということをお教育長に聞きたいと思います。町長には、沼田町の外国人材の活用が使い捨て型ではなくて、Win-Winの絆の熟成型だとすれば、資料の3の、秩父別町のように役場内に外国人材をサポートする外国人材スタッフを置いたり、名寄市のように役場の担当者が現地に採用する国に行って、そこで現地視察をしたり、採用する職種の研修会を行うと。こういったようなことを行うようなお考えがあるかどうか、これはまだこれから提案も事業も予算化もされていないことなんですけど、今後多くの方が沼田町で働きやすい環境を作るために、町長はどのようなことを事業として考えているのか、その考えをそれぞれの方に伺って、質問を終わりたいと思います。

○教育長（三浦剛教育長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）沼田町にいる外国人材と子供たちの交流のイメージですね。今、実際にそこまで想定はしていなかったのですが、今後、学校現場のほうとも

十分意見交換しながら、その辺、調整して検討していきたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）すいません。いわゆる外国人を受け入れるにあたって、担当する方が配置するかどうかという話でしたっけ。それは先ほど1回目のときにもちょっとお話ししたんですが、いわゆるC I R、国際交流員という方を採用することも視野に入れて、今後考えていきたいと思います。以上です。

○4番（久保元宏議員）事業的なそれのみですね。はい、分かりました。以上です。

○議長（小峯聡議長）それでは続いて、議席番号8番、大沼議員、S A F（持続可能な航空燃料）の推進をについて質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）S A F、サステイナブル・アビエーション・フュエル、これの略でS A F、サフと読みます。日本語では持続可能な航空燃料ということで、これの推進を沼田町でされたらいかがかという質問をさせていただきます。これは御存じのとおり、グリーントランスフォーメーションの一角です。脱炭素を目指すのの一つの形として国が取っている政策です。それを踏まえた上で話しさせていただきます。現在、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた動きが加速しています。特に航空業界ではCO₂排出量を大幅に削減するS A Fが、その実現の切り札として大きな注目を集めています。S A Fは従来のジェット燃料と比較してコスト面での課題はありますが、これは廃食用油を原料とした場合、CO₂排出量を60%から80%削減可能とされております。持続可能な社会を築く上で欠かせない技術に、これからなっていくのではないかとされています。S A Fの原材料は排食用油、排食油、バイオマス、藻類、藻です。沼田町の特性に合わせた場合、農業廃棄物、町有林の間伐材、それからやはり家庭から出る排食油が考えられます。これらのあまり活用されてこなかった地域資源をS A Fの原料として協力する取組は、本町が推進しているゼロカーボンの町の実現に向けた取組の一環にもなると思います。飲食店や家庭から排出される排食油の回収を町民にお願いすることで、環境問題への関心を高めることもできるかと思います。日本政府経済産業省や国土交通省がS A Fへの取組について施策を展開しています。本州の自治体においても、家庭の油で飛行機を飛ばそうというスローガンを出しまして積極的に推進をしています。新たな産業創出と地域経済の活性化、これはサーキュラーエコノミーの構築ということにもなるでしょうけれども、町民の環境意識の向上と多岐に施策が考えられますけれども、排食油の回収を町民にお願いするとしたら、排食油回収システムの構築から始める

ことが、カーボンニュートラルへの取組の第一歩となるのではないかと思います、町長のこれに取り組む取り組みの所信をお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）お答えしたいと思います。まず、国のほうでは2030年までに国内航空会社の燃料使用量を10%SAFに置き換えようという動きがあります。現在、航空会社や大手エネルギー関連会社、消費者などがその取組を推進しております、自治体においても国内では横浜市などがUCO、使用済食用油の回収などに取り組んでいるようであります。本町でこの取組を進めるとすると、人口規模で試算をする話ではありますが、全国平均の個人排食油量で計算すると全町民で年間約400リットルとなるようです。国内で計算されているSAF製造プラントは年間数万キロリットルから数十万キロリットルの規模であることから、これには遠く及ばない量にしかないようであります。そのような中で、仮に町内で排食油回収システムを構築するとなると町民の環境意識の向上にはつながると思いますが、限られた財源の中で費用対効果を慎重に調査する必要がありますし、仮に回収したとしても、BDF化して役場の一部の公用車で利用するなど、非常に小規模な活用となることが想定されるところです。またそれ以外に、間伐材の活用についても、例えば町有林355ヘクタールで考えますと、複雑な計算式での積算となりますが、約63キロリットルの液体燃料の原料にしかないようです。これについても原料としては著しく不足するもので、農業廃棄物については稲わらなどが考えられますが、収集、あるいは運搬コスト、既存の利用方法との競合が課題となってくるかというふうに想定もされます。SAFは新たな航空燃料として認識しており大切なことだと思っておりますが、原材料の確保、巨大なプラントの建設、それらの費用対効果など、直接的かつ具体的なメリットの乏しさから当町が取り組む事業としては、今の状況では現実的ではないのかなと考えます。ただ、この提言については、一つのきっかけという受け止めをしつつ、本町としてもSAFという特定の用途に固執するのではなく、町民生活の向上、あるいは地域経済の活性化に直接つながる支援活用策を検討していく考えも含めて、GXの推進について、総合的に取り組む方策を取りまとめたいと考えます。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）町長のおっしゃるとおり、費用対効果で考えるとあまりよいものではないと思います。ただ、航空会社は今、航空燃料1リットル100円のを、なぜSAFを使うのかという話なんです。航空燃料100円、SAFの油1リットル1,300円から1,600円するんです。それをわざわざ使うということは、

やはりカーボンニュートラルに対してのものの考え方のことなんです。国はなぜそれを一生懸命推進しているのかというと、今のグリーントランスフォーメーション、今後10年間で20兆円の予算を作っているみたいなんです、国は。その中で、今一番中心となってやっているのが経済産業省、これはエネルギー庁かな。それと2番目は国土交通省、これは航空省ですね。航空庁、これがやっているんです。ただ、目的が違うんです。国土交通省はSAFを作る、供給するということに予算を組んでいるんです。国土交通省はSAFを使う、広げるということに予算を取っているんですよ。この経済産業省の作る、供給するというのは、量の問題じゃなくて、大規模なサプライチェーンを全国で構築して行って、その場所で食油、油、廃油を集めて燃料にしていこうという、そういう構想なんです。だから、官だけじゃなくて民間と提携して進めていくというものの考え方を強く持っているんです。この中で、今先ほど町長も言ったように、2030年までに航空燃料の使用を10%SAFにするという目標を掲げて予算を取っているんですよ。去年R6年よりもR7年は国土交通省も経産省も本気になって予算を取っているんです。だからこの予算を取る、確かに町長も言ったけれども、年間400リットルの排食油じゃ役に立たないのは分かるんだけど、これがもし沼田町が主導を取って、1市4町、北空知、空地というふうに広げていったときに、決してマイナスのものではない。これは、官を主体にやれと言っているわけじゃなくて、官と民と連携してやってくださいとなっているんです。こうなると、やっぱり町のトップの施策というのか、これのものの考え方によって変わってくるとは僕は思っているんです。そこまで本来は言う気はあまりなかったんだけど、大きなことだしね。なかったんだけど、でもやっぱりCO₂の削減ということで世界中が動いていて、沼田町もカーボンニュートラル、これの町の宣言をしているということであれば。だからこの量が少ないか多いか、別に町の自費を使わなくても、国が援助してくれる施策を立てれば何とでもなると思うんです。こういう形を取りながら国にも貢献して行って、町の考え方も実現して行って、そして町民の皆さんにも、物が分からなくてもいいけど、排食油は地元で回収してSAFの燃料になりますというものの考え方が定着していければ、これ何年かかってもいいんです、別に今日、明日やれの話じゃなくて、10年たっても僕はいいと思うんです。ただそういう気持ちになっちゃうと、カーボンニュートラルの実現に向けた動きというのは難しくなってくるのかなと思うんです。さっきの費用対効果を除いた部分というか、物のカーボンニュートラルに対する考え方として、町長はまずもう一回どう思われているのかということと、費用対効果、要は予算がなくて、国が全部出してくれるとしたら、この事業に取り組んでいく覚悟があるのかないのかということもお聞きしたい。費用のことで言えば、確かに改修システムをどうやって作るかという問題はあるんだけど、言われたように、エネオスさんとか国内の燃料メーカーさんは手を

出しているんですよ。横浜さんもそうだし、東京都もそうなんです。さっき家庭の油で空を飛ばうというのは東京都のスローガンなんです。こうやって大きい町がやっているというか、自治体がやっていくことに対して大きいも小さいもないと思うので、考え方の一つの問題で進めていけるのではないのかなと僕は思うんです。その考え方について、ロングランでもいいから、やっぱりカーボンニュートラルに向けたまちづくりをしていくんだと。今、GXの職員担当さんが2人、町にも入っていますから、この2年間で何かの効果を出せるような方向に進んでいけるんだということを取組、考えながら進んでいってもらえればと思うんですけれども、岩寺さんとか農協さんが廃食油の改修どうですかと聞いたら、あんまり嫌な顔はしなかったです。確かに400リットルだから、ガソリンドラム缶2本分くらいだから。ただ地元の奥さんたちは廃食油を固めて燃えるごみで投げている。気の利いている奥さんは深川にあるからそこまで持って行って投げている。ただ行政として手を挙げてしまった人が、一番先に手を挙げた町が僕は勝ちかなという気もするので、その辺の考え方も含めて、町長、改修システム、岩寺さんなり農協さんなり頼むとか、そういった感覚の中でカーボンニュートラルについての考え方いかがなものでしょうか。もう一度お尋ねします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）我が町は平成8年にお米の貯蔵施設、日本で初めて有機の冷熱を活用した先駆者であります。それがまさに来年30年を迎える。私はこの30年を迎えるところがキーポイントだというふうに思っていますので、そのためにこのGX推進員2名をこの春から招聘いたしまして、具体的な戦略を今煮詰めている段階であります。ですので、そのことも踏まえて、我々はやはりその当時SDGsなど謳われることもなかった、そんな時代から取り組んできたことを自負しておりますし、さらに今後の取組を図りながら地球環境に貢献する活動を進めていこうというそういう思いは人一倍あると思っていますので、そのことを踏まえて考えていきたいと思いますが、ただ、プラントの単独整備というのは、それはなかなか試算もしてみなければ何とも今ここでは返事はできませんけれども、仮に回収をして、それを回収したものを都市部に運んでもらって商品にしてもらおうという、そういう環境は作れないことはないのかもしれませんが、その点を踏まえてGX推進員にいろいろと進めてもらおうというふうに思っています。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）以上で一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩といたします。再開は3時15分にいたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度沼田町一般会計補正予算専決第4号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月17日提出。町長名でございます。1ページお進みいただいて、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和6年度沼田町一般会計補正予算（専決第4号）を別冊のとおり専決処分する。令和7年3月31日。町長名でございます。会議資料05の1番、令和6年度沼田町一般会計補正予算（専決第4号）、2ページお開きください。令和6年度沼田町一般会計補正予算（専決第4号）、令和6年度沼田町の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ77億709万2,000円と定める。2項、省略させていただきます。令和7年3月31日。町長名でございます。8ページを御覧ください。12款諸支出金、1項1目減債基金費につきましては、令和6年度において沼田厚生クリニックの赤字補填の財源として借入れた過疎債、いわゆる過疎ソフトの今後の償還にかかる財源に充てるため、減債基金に2,520万円を積み立てるものでございます。11目農業振興基金でございますが、令和2年から令和6年までの5年間を期間とする中山間地域等直接支払制度推進協議会の第5期対策が終了し、結果、2,512万円の余剰金が生じたところでありますが、この余剰金につきましては、次期対策期間に繰越すことができないため、一般会計に戻し入れて農業振興基金に積み立てるものでございます。18目青少年スポーツ文化基金への17万円の積立につきましては、町内のテニスサークルから青少年スポーツ文化振興事業に対して寄附をいただいたことから、同基金に積立をするものでございます。7ページを御覧ください。歳入でございます。こちらにつきましては、歳出で説明いたしましたそれぞれの基金に追加する財源でございます。12款の地方交付税につきましては、減債基金への積立。19款の寄附金につきましては、テニスサークルからいただいた寄附、また22款の雑入につきましては、中山間地域等直接支払制度推進協議会会計

の生産金を諸収入科目に歳入するものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（鵜野範之議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）3番、鵜野です。7ページの雑入のところで、今も説明ありましたけれども、沼田町の中山間地域支払制度の関係で、その期間で余ったお金は今までは繰り越すことができないということで、その中で繰り越せなかった部分があったのかな。前回は無理やりいろんなものに使った格好の中で、繰越しを少量少額になったのかなということで、無理することはないかなというふうには思うのですけれども、今回精算金ということの中で、結局、雑入で一般会計に繰り入れて、それが農業振興基金のほうに回ったということの中で、今までもこんなことがあったのか、それとも今回こういうふうに戻ったことに対して、何か特別な部分でこういうことができるのかということをお聞きしたいのと、また、この一般会計に繰入れた部分が中山間の事業とやっぱり意味合いが違うんで、それをもし中山間の中でまたこの次の、これからの5年間で使う、戻し入れをするのかどうするのか、この処理の仕方についてお聞きしたいと思います。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）それでは、今ほどの御質問に御説明をさせていただきますと思いますけれども、まず1点目でございます。

○議長（小峯聡議長）マイク寄せてくれますかね。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）失礼いたしました。まず1点目の、これまでにこういうような取扱いがあったのかということですが、補足している中ではこのような取扱いはなかったものというふうに認識をしております。それで、今回の雑入としての一般会計歳入、そして農業振興基金への積み立てでございますけれども、この中山間地域の制度上、基金への積み込みというものがまず認められております。それにつきましては、将来の用途を計画を立てた中でというようなことで、現在考えておりますのは、それこそスノークールライスファクトリー、これも建設後30年が経過している。また、ほかの農業の共同乾燥調製施設ですとか、こういったものも相当年数が経っているものがあるということで、今後、大規模な改修と言いましようか整備が想定されるという中で、地元負担の軽減に充てるものとしたいということで今回の積立というような処理を検討させていただきまして、協議会のほうにもお諮りし、今回のような取扱いをさせていただいたところでございます。なお、

農業振興基金への積立でございますけれども、農業振興基金ということで、1つの基金の中には入りますけれども、この今回のものについても同様ですけれども、この基金の中で区分けをした中で、その残額を明確にした中で、今後に充てていきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（鵜野範之議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）事業の本質から言うと、中山間は中山間のための事業、それはどういった部分でやっていってでも、その地域の持続あるためのこういうお金だ。農業振興基金というのは大体が総合対策の中で、また町がやっていくという部分で言うと、やっぱりきちっと分けた中で本来はそういうふうにするべきだし、その一括した中で、なかなか中に繰り入れてしまうと、今振興基金は1億ちょっとあって、それが1億3,000、4,000万円になったときに、なかなかそれが年数を経つとどこの部分になってどうなるのか分からないという部分があるのかなというふうに思いますし、そういった部分では、本来分けておくべきだと思うし、この5年間で2,500万使えなかった事業については、きちっとやっぱりこの新しい6期目、その対策のためにきちっとやっぱり使っていくというのが本質かなというふうに思いますけれども、この繰入れたものをどのようにして今度は中山間の中で事業を組んでいくのか、改めてお聞きしたいと思います。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）私のほうから。今ほど基金の中でも今回の部分、別枠で別に基金を起こしてというようなお話しだったというふうに思いますが、いろんな基金たくさん本町持っておりますが、その中で基金を新たに作るとなれば、もちろん基金条例を新たに設置すればできるものでございますが、農業振興基金の中でしっかりと整理をした中で年度末ごとに、農業振興基金、現在高がいくらで、そのうち、この分がいくらというふうに分かるような形で整理をさせていただきたいと思っておりますし、また、今ほど申し上げます前田課長のほうから話ありましたとおり、一応、中山間の協議会のほうにも今後の共同施設、ファクトリーの関係であります、それらの改修のほうに充てていこうと、俗に言う昔の表現になるかもしれませんが、中山間事業の全町取組部分、それに充当していくということで何か既に協議会のほうで理解を得ているということで、それは間違いなくほかのものに流用と言いますか、そのようなことなく活用してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○3番（鵜野範之議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）まさに私が一番心配しているのは、町がやる仕事は町の中の基金だったり一般財源だったりでやっていかなくてはいけないものが、違う部分で余ったからこっちに入れましたで、分けてはあるかもしれないけれども、それは本当は例えばファクトリーの関係については町がやる農業事業だから、そうしたらそれは中山間ではダメだよということではないのかもしれないけれども、中山間でやっぱりやらなくてはならない事業というのは事業できちっとあると思うんですよね。そういったことを含めて今回積み立てて、ファクトリーという言葉が出たんですけども、そういったことが私はまさに心配だったというか、それは町の仕事ではないのかな、町としての予算の中できちっとやってもらうことだし、今後、例えばそういったことで町からのお金がということになれば、5年後も3,000万、4,000万残して町の一般財源からの繰入をしなくてもでもそれでなってくると、どんどん中山間の事業自体の内容を残すという言い方は語弊があるのかもしれないけれども、手薄になる可能性があるので、なるべくそういった事業の中できちっとやるべきだと私は思います。答弁いいです。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）6番、伊藤です。この第2回定例会の中での専決に関しましては、例年であればそれぞれの決算が終わって、不用額の一覧が載ってくる説明がある専決になろうかと思えますけれども、今回の専決に関しましてはそういったものがないわけでありましてけれども、それからの経緯について説明をお願いいたします。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）今、伊藤議員言われたとおり、今までは整理の仕方として大きく2つやり方があるんですが、1つは、これまでのように科目ごとに細かく整理をする方法、不用額を。それと、不用額としてそのまま残す、今回特にその方法ですけど、その2つがあります。これまでは科目ごとにそれぞれ調整しながら補正をしてきたところなんですけど、この方法をとると確かにそのメリットとしては予算と決算を合わせるような形になるので、執行率は上がります、予算に対して。そういった見え方が良くなります。あと、補正の段階、それを補正として出す段階である程度その事業がどれくらいかかったか見えますので、ある程度その事業が見えるという点ではメリットかなというふうには思います。ただ、この方法、事務的なことになってしまいますけれども、非常に労力を使います。うち基金が多い中で、それを崩してそれぞれ充てますけれども、それ全部整理してとなると、かなりの事務量があって、しかも過去には整理なんて言うんですかね、少し落としすぎて、結局、

予算が足りなくなったという処理をしてしまったという、そういったミスもあったと聞いています。そういったこともあって、またこの処理については、必ずしもこうした処理をやらなければならないということもないということ。また、一方でその不用額を潰して残す今回のやり方ですけれども、多くの自治体はこのやり方を採用しています。事務的な、先ほど繰り返しになりますけれども、事務的な労力の経験ということもありますけれども、こうしたことがまず1点あるということ。また、こちらの決算につきましては、御存じのとおりふるさと納税、非常にたくさんいただきました。このふるさと納税の原資を一部ふるさと納税の返礼品に充てています。そういった処理をさせていただきました。それによって、結果的にほかの基金、これを崩さずにそのままというか、そういった処理をすることができました。そういったこともあって、従来充てていた一般財源、基金に充てている一般財源が少し浮いたものですから、そういったものが各事業に割り当てることによって、そういう基金の取崩しがなかったものですから、そういった整理もそれほど必要なくなったというのもあります。そういったことがあって、今回の決算につきまして、専決につきましては不用額を残す形でということで処理をさせていただいたということでございます。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）決算期からの日にちもあまりないということで、事務的な部分もあるということではございますけれども、不用額が悪いとかそういう話ではなくて、今まで見えていた数字がなかなか見えづらくなったということで、それらを分かるような資料と言いますか、そういったものを出して、議員のほうに出していただければ我々も昨年までのものとも比較しやすいのかなというわけでありましてけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）今ほどの総務財政課長のほうから説明ありましたが、今回の不用額を残すという形での専決処分させていただきました。これは、先ほどありましたとおり、労働力という部分により働き方改革も含めた中での作業軽減というような思いの中で、今回このような精算・整理をさせていただきましたが、また、今ほど伊藤議員のほうから各事業ごとに組んだ予算額に対して最終的に、最初3月補正から見てどうなんだというようなところを見たいというようなことはありますね。この辺につきましては、また今後と言いますか、長い今後ではなく、また打ち合わせをさせていただいた中で取り進めさせていただければというふうに思っております。御理解のほどよろしくお願いします。

○ 8 番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○ 8 番（大沼恒雄議員）説明は、るるされたのだけれども、まずこの中山間、これの決算の締めはいつなんですか。根本的にそのところから教えて。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）年度で行っておりますので 3 月末になっている。

○ 8 番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○ 8 番（大沼恒雄議員）その 3 月末でさ、決算が行われるものがね、どうしてこういうふうな形で出てくるのというのが不思議なのさ。ということは、3 月末で決算してたら出納閉鎖期間は当然あるんだけど、その間に不用額、それは全部まとまってくる話なんだ。何であれかんであれ。だから結局、決算が遅れたのかという理由だったらまだこういう処置の仕方があるというのは分からんわけではないで。財政的に手法が、今聞いたよ。合っている、合っていないは分かるんだけど、ただ、財政のものの考え方として、町民の皆さんが見て分かるような財政を作らないとならない。金に色はついてないと言いながらも、お金に色はついているわけだ。だから、その部分がきっちり正確的に分からないような補正予算を、専決を出してくるということの財政の根本的なものの考え方がずれてきていませんかと僕は思っちゃうんだけど、その辺については決してそういうことはないんですか。どうなんでしょう。財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）確かに、これまでの決算のやり方とはちょっと違いますので、今言われたとおり数字的に今の時点に見えるものが見えなくなっているというのは事実だと思います。ただ、これにつきましては、先ほど伊藤議員からありましたとおり、最終的には決算という形で出てきますが、これで言うと例えば 9 月とかそういった時期は遅くなりますけれども、今、副町長が答弁したとおり、そういったことをどういう対応をするかということは、ちょっとこれから検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○ 8 番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○ 8 番（大沼恒雄議員）こうやって専決で出てきたんだから、良いか悪いかの話しかなくなってくるわけですよ。議会として専決を処分する、オーケーするかしないかの

話なんだ。ただ、今、鵜野さんも伊藤さんも言っているのは、こういう形の処理が、それは規律的には違いなくて、財政テクニク上なのか財政に罰則みたいものではなくて、やり方が合っているんだとしても、財政のものの考え方の根本が今ずれてきているのではないかと僕は思っちゃうの。ということはなしてっていったら、今言ったように分からないような支出、分からないような歳入があってね、それで予算組んでいますって、そこの考え方自体がもう根本的に狂っているわけだ。僕らもさ、説明を受けて町民の皆さんに説明できないようなものをね、結局採決してオーケー出すわけにいかなくなってくるでしょうということ。だから、そこらへんに対してもう1回聞くけども、その辺の考え方はきちっとした考え方で教えてください。どうでしょう。それは町長ではないの。副町長でもいいんだけどさ。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）基本的には、今回も専決予算というようところで3月31日のその辺の承認の提案をさせていただいていますが、執行予算としては3月の定例会、それが基本的には町としての最終執行予算という形になります。現在も専決承認を願っているのは、3月31日現在での不用額各予算、歳入も含めてですが歳入歳出の不用額をあえて3月の定例会段階で作った予算額、町の最終補正でございますが、それに伴います決算数値としては、次は決算書という形で出てきます。ですので、財政的にその数字をうやむやにしているだとかということではなく、従来まで、3月31日は決算ベースに合わせた予算組を専決させていただいて、承認をいただいたと。ですので、そういうことで御理解願えればというふうに思っています。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）分かったけれども、財政調整基金の形を作ったり何なり、町があまりにも繰越しが多いから財政テクニク上、基金に積んだり、それで繰越分はこのくらいですと大体8,000万から1億前後のお金で沼田町は推移して、財政テクニクとしてやってきている。こういうテクニクの出し方はあまり見たことがない。だから、これが決算をやって不用額として出せなかった理由がどこかにあったのか、なかったのか。さっき聞いたら3月31日には決算上がっています。でも不用額としては今出てきます。何でそういうことをしないとならなかったのと。全部ひっくるめて、歳入歳出をひっくるめた形で財調も使いながら1億なら1億の余剰金が出ていますよと、それまでに5億も余ったら困るから基金に積みました、何に積みましたというのは今までの在り方だと思うんです。それから外れているやり方をしっていて、これで採決してくれというのはどんなもんなのかなっていうことの話なんです。だから、さっき言った繰越ができないという話があったんだけど、でも繰

越ができないってさっき言うとしたよ。（「中山間の話」の声あり）だから基金に入れたと。（「それは中山間会計」の声あり）中山間会計、中山間会計のか。そうしたら、別に沼田町の中では決算できたらそれは一般財源、出納閉鎖期間の形の中での物事というのはできるわけでしょう。そうしたら歳入歳出の財調を含めた中での本当の決算が出てくるわけだ、沼田町の本部の中に。これは、だから説明がつくか分かんないの。ということなのさ。ちょっと言っているほうも分かんなくなるんだけどさ。普通どおりに出てくればなんちゅうこともないんだけど、何でここで出てきたのかっていうことが問題になっている。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）今ほど大沼議員が言われたとおり、繰越金は一応、本町ずっと1億ちょっと、一般的に標準財政規模の3から5%くらいというふうに記憶しておりますが、それでいくと本町の場合は1億程度の繰越金が標準的と言いますか、そのような形で来ております。今回、この予算を触った、触らない関係なく、予算も触っていれば、歳入が落ちれば歳出も落ちるということになっていきますので、基金の触りによって今回調整をしないで1億の、俗に言う不用額と言いますかね、繰越金が生まれているということになっています。これが例えば不用額が3億も5億もあれば、例えば財調に入れたり、そういうことをしながら繰越金額を一定水準に持ってきますが、今回はそのような手法を取らなくても町が1つの標準となる形の決算になるというところで、あえて歳入も歳出も触らず、3月の補正数値をもとに不用額とした中で整理をさせてもらって、次、算定になりますが、決算書の認定を決算書を審査いただくというのは手続で進めていこうということで、今回取り組んだところでございまして、決して財政的なテクニックで何かかにかをしたというところではありません。基本的には同じ繰越金を持たれる中で、今回あえて触る必要もない。それと、先ほども若干申しましたが、働き方改革の中でその各数値をあえて触らなくても一定の決算数値はなってくるのでということで今回やらせていただきましたが、その辺では先ほど伊藤議員の段階で回答させていただきましたが、皆さん見づらさとかという話もありましたので、この辺はまた内輪で調整させていただいた中で対応させていただこうと思っておりますが、特に会計上何かをするために今回あえて触らなかったとか、そういうからくり的なものは一切ございません。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）特に悪いことをしているとは言っていないんです。ただね、僕らはさっきも言ったけれども、やっぱり予算というのはもうやっぱりちゃんと見える化していかないとね、支出、歳入歳出でどこの不用額がどうなったかという流れと

いうのはきっちりあるわけですから、だからその部分を省いてやるのはいいんだけど、それはやっぱり省くんなら省く、そういうテクニックがあってやりますということのお知らせが先になかったら、なかなかこれは分かりにくいと。その分かりにくいことは、それは町がやることではなくて、町は財政に対してはできるだけ分かりやすくやっていくのが僕は財政の根本的なものの考え方だと思っているんで、その部分を注意してこれからもやってくればいいんだけど、意味ちょっと違いますか。違うんだったら反論して、違わないんだったらそれでもいいけど。と僕は思いますけれど。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）今ほど多分、基本的に言われているお互いに言ってることは同じようなことを言ってるのかなと思いながらも、予算のところで整理するのか、決算の段階で不用額として整理するのかというところでありましたんで、ちょっと先ほどと重複しますが、また今回手法を変えたのは、これは間違いない話なんで、今後どうするかというところはまた御相談をさせていただいた中で、分かりやすい形で取り進めていくべきかなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○8番（大沼恒雄議員）議長ちょっと休憩してください。休憩。

○議長（小峯聡議長）暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

○議長（小峯聡議長）再開します。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。本当に基本のことをちょっと教えてほしいんですけど、沼田町の中山間がもし一農事が入っていなかったとしたらファクトリーの基金として使えるのか、それは関係なく使えるのか、それらへんどうなのか教えてください。全戸の農家が、一農事が入っていなかったらねカクに入っていなかった経緯、そのときにもしくはこういうことが起きた場合にはファクトリー使えることになるのか、中山間の該当農事がなかった場合。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。

○議長（小峯聡議長）いいですか。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清農業推進課長）財源としては活用というのは可能だと思っております。

○9番（上野敏夫議員）それならいいです。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第7、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）。日程第8、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（下水道事業会計）を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第1号と、日程第8、報告第2号を一括議題とすることに決定しました。本2件は報告事項です。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号及び報告第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、報告第1号及び報告第2号は報告のとおり受理することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第9、報告第3号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第3号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第３号は報告のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、報告第３号は報告のとおり受理することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１０、議案第４１号、沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）議案第４１号、沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和３年法律第１９号第８条第１０項により準用する、同条第８項の規定に基づき沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のとおり変更する。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。提案理由について御説明いたします。変更項目を抜粋しました別紙対照表を御覧ください。本計画は過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、令和３年４月から１０年間の計画として前後期に分けて策定しているものでございます。本年新規事業としまして実施します、中山間携帯電話不感地域通信対策事業の財源として、過疎対策事業債を予定しておりますが、この過疎対策事業債を活用する場合にあっては、本計画への事業掲載が必須となっております。このことから、現在計画に本事業が掲載されていないため、追加変更するものであり、また、この変更が議決を要するものに当たりますので、今回提案するものでございます。以上、提案理由とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４１号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第11、議案第42号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長(小玉好紀総務財政課長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。総務財政課長。

○総務財政課長(小玉好紀総務財政課長) 議案第42号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年6月17日提出。町長名でございます。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴うものでございまして、主な改正点としましては、現状において育児を行う職員については届出によって残業の免除が適用されることになっておりますが、その対象となる子供の範囲が、これまでの3歳になるまでという要件から小学校就学前までに拡大されること。また、家族の介護が必要となった職員への支援など、職員の仕事と生活の両立支援を拡充するという目的のもと、国の改正基準に沿った形で改正するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第42号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１２、議案第４３号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）議案第４３号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例、昭和３５年条例第１４号の一部を次のように改正する。条文の読み上げを省略いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）御審議のほどお願いします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１３、議案第４４号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第４４号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年6月17日提出。町長名でございます。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し提案理由を申し上げます。国の子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い本条例の一部を改正するもので、具体的には沼田町家庭的保育事業者、本町におきましては沼田認定こども園のことを指しますが、保育内容支援代替保育及び連携協力を行う連携施設をこれまで適切に確保しなければならないこととされていましたが、必要な適切な支援を行うことができると判断した場合におきましては、連携施設の確保をしないとすることができることとし、併せて経過措置期間を10年から15年とする内容でございます。なお、施行日につきましては交付の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑が入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第44号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第45号、恵比島揚水機場1号電動機工場整備工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第45号、恵比島揚水機場1号電動機工場整備工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは請負金額の10%以内において変更することができる。記。1、契約の目的。恵比島揚水機場1号電動機工場整備工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、

契約金額。５、５００万円。４、契約の相手方。札幌市中央区北三条西３丁目１番５４号、クボタ環境エンジニアリング株式会社、北海道支店、支店長鎌田勝幸。５、工事場所。沼田町字恵比島。６、工期。本契約締結通知日から令和８年２月２０日まで。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、整備を実施する１号電動機は、国営かんがい排水事業幌新地区により、昭和５０年に造成した恵比島揚水機場に整備されたもので、整備後は年１回の保守点検を実施し、オーバーホールなど維持補修を実施しながら管理運営を行ってきたとおりであります。恵比島揚水機場のかんがい区域は、沼田町字恵比島字北竜字幌新地区のほか、北竜町字美葉牛地区であり、両町の基幹産業である稲作及び畑作農業にとって重要な設備でございます。本工事の主な内容は、三相誘導電動機の電線等の部品交換及び工場持ち込みによる整備を行うものでございます。なお、今回の計画に当たっての入札は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、これまでの実績から３社を指名し、５月２２日に入札を実施いたしました。次のページには資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、恵比島揚水機場１号電動機工場整備工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４５号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１５、議案第４６号、除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第４６号、除雪トラック（ダンプ）購入事業に

係る物品の購入契約について下記のとおり物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。記。1、契約の目的。除雪トラック（ダンプ）購入事業。2、契約の方法。一般競争入札。3、契約金額5,739万8,000円。4、契約の相手方。旭川市末広一条15丁目5番26号UDトラックス北海道株式会社旭川支店、支店町長長谷川豊秋。5、内容。除雪トラック10トン級、6×6ダンプ型ワンウェイプラウ、路面生成装置付1台購入。6、納期。本契約締結通知日から令和8年3月31日まで。令和7年6月11日提出。町長名でございます。本事業の概要について御説明を申し上げます。今回購入する除雪トラックは、平成15年に購入し22年を経過する除雪トラックと同等の規格、能力を持つ除雪トラック車両を、社会資本整備総合交付金を活用し購入するものであります。受注生産のため納期を令和8年3月31日としておりますが、1日でも早く納入いただけるよう受注者と協議を進めてまいります。なお、今回の契約に当たっての入札は一般競争入札により実施しており、4月18日に公告し4月21日から5月15日までの入札参加の申込を受付けし、1社により5月20日に入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格は沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内に本店または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間に北海道内において除雪トラック（ダンプ）の納入実績があることを主な条件といたしました。次のページには、資料としまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、除雪トラック（ダンプ）購入事業の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。納期が3月というかね、沼田町は11月から降るんですけどね。見通しは立たないと言われなくてね、入札して落札した会社にね、できたら12月の初めぐらいに入るような考えはできないのか。それと、この除雪トラックの今までの大きさというかね、今の車庫の中に入るのかというのは、今、沼田町の除雪車の車庫の中に入っているべきトラックが外に出ているんですよ。除雪車が入る車庫が不足なのか、その辺のことをお聞かせください。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）まず、納期につきましては、今回一般競争入札ということで公募によりまして参加業者さんを募集しております。その段階から3月31日の納期ということをお願いをしているところであります。しかしながら、先ほども説明させていただきましたが、業者さんとは早期に納入いただけるようお願いを

していきたいというふうに思っております。また、車庫の関係、これについては今回、同等のものを更新する形になっておりますので、車庫の状態については十分格納ができる、そのような状態でありますので申し添えます。以上です。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）この除雪トラックに同等する除雪トラックって今、沼田町に何台あるのか。これで何台目になるのか。もし、また壊れる、交換するようなトラックがまだこれから何台出てくるのか、見込みでいいけど分かる数字は教えてほしいんですけれど。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）今のの同等、一応今回１０トンのトラックでございます。１０トンについては全部で４台所有をしております、そのうちの１台の今回更新という形になります。私もちょっとそれ以外のトラックの年式まではちょっと頭に入っておりませんで、次いつの時点で更新になるかについては、また別途お知らせさせていただきたいと思えます。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）次に、入札参加者名簿の業者を見たら１つなんですね。これ一般競争入札になっているんだけど、この場合ってやっぱり札入れはするんですか。入札参加１社しかなかったらね、逆にこういう業者だったら随契でもいいような気がするんだけど、その辺の差ってなんかどうやって受けたらいいのかなと思っていたんですけれど、教えていただければ。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）まず、１社での入札につきましては、広告段階、要は募集段階から入札については１社でも行えますということで記載をさせていただいております。また、この１社で行う理由については、そもそも今回、国の補助金をいただきながら事業を進めております。その中で広く募集を募るという部分でございますので、そこについては一般競争である趣旨について御理解をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ちょっと説明が違っておりましたらまたよろしくお願いいたします。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）それは分かりました。１社でも入札、札入れをちゃんとするんですかということなんでしょう。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。実施いたします。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４６号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１６、議案第４７号、令和７年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第４７号、令和７年度沼田町一般会計補正予算について。令和７年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。会議資料の０７の１番、令和７年度沼田町一般会計補正予算（第１号）の２ページを御覧ください。令和７年度沼田町一般会計補正予算（第１号）、令和７年度沼田町の一般会計の補正予算（第１号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７億７，７３２万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億２億７，７３２万５，０００円と定める。２項省略させていただきます。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。８ページを御覧ください。歳出でございます。１款議会費１項１目議会費８節特別旅費３２万５，０００円の補正計上ですが、昨年、友好交流協定を締結いたしました台湾の瑞穂郷への訪問を本年度予定しておりますが、これに係る議長分の旅費として補正計上するものでございます。なお、訪問につきましては４月２２日から２５日の３泊４日を予定しております。２款総

務費 1 項 1 目一般管理費 1 1 節通信運搬費 5 8 7 万 4, 0 0 0 円の増額補正ですが、ふるさと納税の寄附金件数が増加していることを受け、受領証明書等の郵便料が増加していることに伴う増額補正でございます。1 6 目公共交通事業費 1 8 節負担金補助及び交付金 3, 0 6 4 万円の増額補正ですが、J R 廃線に伴い令和 8 年 4 月から朝と夕方に運行になる道北バス株式会社に対して運行開始に伴う準備金として深川市、秩父別町、沼田町の 1 市 2 町で大型バス 2 台分を購入する費用として各自治体がそれぞれ補助するものでございます。なお、これらに係る財源につきましては、J R 北海道からの支援金を充当することとしております。1 7 目スコアセンター費 1 2 節委託料 4 5 6 万 5, 0 0 0 円の増額補正ですが、令和 6 年度においてほたる館のレストラン、フロント等のリニューアル工事を実施していたところですが、その一部に工事の遅れが生じたことから、令和 6 年度予算での支出は年度末までに完了した部分までとし、残額分につきましては令和 7 年度の工事分として支出するため新たに予算措置するものでございます。2 4 目ふるさと応援費 3 億 5, 0 0 0 万円の増額補正ですが、こちらは、ふるさと納税件数の増加に伴う補正計上でございます。当初 3 億と見込んでいた納税額を年度末で 1 0 億と見込む返礼品及び送料、また、ポータルサイト掲載手数料について所要額を増額補正するものでございます。9 ページを御覧ください。3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費 5 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正ですが、令和 6 年度に実施しました定額減税補足給付金につきましては、令和 5 年度分の所得税を基にした推計により額を算出し給付していましたが、令和 6 年分の所得税の確定に伴い給付額の不足があった方に対して差額を給付するものでございまして、発送用の封筒とともに給付金について補正計上するものでございます。2 項児童福祉費 2 目子育て支援費 8 3 9 万円の増額補正ですが、令和 6 年度に支出すべきであった地域子育て支援センターの委託料について支払いを失念していたことが判明したことから、本来 6 年度に支払うべき委託料を改めて 7 年度予算にて補正計上し支出するものでございます。4 款衛生費 3 項 1 目上水道施設費 3 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正ですが、水道担当職員の人事異動に伴いまして、不足する人件費を一般会計から繰り出すものでございます。7 款商工費 1 項 2 目観光費 2, 0 0 0 万円の増額補正ですが、本年から製造が開始されたクラフトビールやトナリエ北広島への出店等に伴い、沼田町の特産品であります雪中米やトマト加工製品などを含め全国に沼田町の P R、知名度アップを図ることにより本町への誘客、関係人口の増加とともに、ふるさと納税の増加や外貨獲得を得るための P R 費用として増額補正するものでございます。1 0 款教育費 1 項 2 目事務局費 2 0 万 3, 0 0 0 円の増額補正ですが、本年 3 月に包括連携協定を締結した札幌国際大学から卓球クラブの融資について提案を受けており、全日本級のアスリートを排出した実績のある福岡県のクラブから本町でのクラブ設立の意向が伝えられたことを受けまして、同クラブへの現地

視察を行うための旅費を補正計上するものでございます。10ページを御覧ください。2項小学校費1目学校管理費52万8,000円の増額補正ですが、4月18日に小学校校舎北側の体育館倉庫から雨漏りが発生していることが確認されたことから、屋上の防水シートの修繕を行うための費用として補正計上するものでございます。4項2目社会教育推進事業費94万円の増額補正ですが、先ほど議会費の補正の際にも説明しましたとおり、本年度台湾の瑞穂郷への訪問を予定しておりますが、今後、双方の文化交流をより深めていくため、スキー学校や夜高太鼓関係者についても訪問者として加えることとし、これに伴う旅費について増額補正をするものでございます。12款諸支出金1項5目ふるさとづくり基金費3億5,000万円の増額補正ですが、ふるさと納税の増加に伴い、今年度の寄附額を10億円と見込み、係る経費を除いた額を基金積み立てるものでございます。7ページにお戻りください。7ページ歳入でございます。12款地方交付税9,033万8,000円の減額補正につきましては、前年度繰越金の確定による計上と今回歳出に特定財源などを充当し地方交付税を減額することによりまして収支の均衡を図るものでございます。16款国庫支出金551万3,000円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました定額減税補足給付金の財源として活用する、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。19款寄附金7億円の増額につきましては、歳出で説明しましたとおり当初3億円と見込んでいた納税額を年度末で10億円と見込み増額補正するものでございます。20款繰入金2,000万円の増額につきましては、歳出で説明いたしました特産品を含めた沼田町のPR、知名度アップ等により誘客を図ることを目的に増額補正する観光協会補助金の財源として計上するものでございます。21款繰越金1億1,151万円につきましては、前年度繰越額の確定に伴います増額補正でございます。22款諸収入4項5目の雑入につきましては、歳出で説明いたしましたJRの廃線に伴い運行になる道北バス株式会社が購入する大型バス2台分の費用としてJRからの支援金を歳入として計上するものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。歳出のほうで言うと、9ページの定額減税補足給付金の不足分の給付についてに関わると思うんですけど、その財源になる物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金という、これは沼田町への交付金の割当の枠みたいなものがあるのかなと思うんですけども、今回のこの支出でそれは大体終

わるのか、まだ幾らか残っているのか、そのへんの状況を教えていただければと思います。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）こちらの金額につきましては、5年度で概算で見ていたものが6年度で確定したという金額なので、一応これが最後というふうになります。以上です。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第47号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第17、議案第48号、令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園園長（山下広大和風園園長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。和風園長。

○和風園園長（山下広大和風園園長）議案第48号、令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年6月17日提出。町長名でございます。会議資料8の1の令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の2ページをお開きください。令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、令和7年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,525万5,000円と定める。以降については省略させていただきます。令和7年6月17日提出。町長名でございます。今回の補正予算の主な内容について御説明いたします。令和6年度繰越金確定に伴い、当初予算で予定していた基金繰入金を減額するものと、

屋外東屋修繕に伴う１款総務費の需要費を増額するものでございます。７ページ、歳出を御覧ください。１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１０節需用費、修繕料を１２８万４、０００円増額については、現在の和風園が平成１４年に建設され、翌年、平成１５年の外構整備の際に建設された東屋を修繕するものでございます。建設から２２年が経過し、木造の骨組みが腐食し倒壊の危険があるため修繕するものでございます。利用者の生きがい対策でもある畑菜園の近くにあり、また、散策用に設計された外構の一部でもあり、休憩所として利用者の使用頻度は高く、今回修繕を提案するものでございます。財源につきましては前年度繰越金でございます。６ページ歳入を御覧ください。５款繰入金２項１目１節基金繰入金１、０８０万８、０００円の減額でございますが、令和６年度の繰越金の確定に伴い基金繰入金を減額したものでございます。６款１項１目１節繰入金でございますが、前年度繰越額の確定に伴い１、２０９万２、０００円を増額するものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４８号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１８、議案第４９号、令和７年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第４９号、令和７年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和７年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。会議資料０９１番、令和７年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第１号）２ページを御覧願います。令

和 7 年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 6 5 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1, 3 2 5 万 7, 0 0 0 円と定める。2 項省略させていただきます。令和 7 年 6 月 1 7 日提出。町長名でございます。今回の補正に係る主な内容でございますが、令和 6 年度決算に伴う繰越金の確定と、前年度の実績に基づきます介護給付費の国などの返還金を補正する内容でございます。7 ページを御覧願います。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第 4 9 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第 4 9 号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 1 9、議案第 5 0 号、令和 7 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第 5 0 号、令和 7 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和 7 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和 7 年 6 月 1 7 日提出。町長名でございます。会議資料 1 0 の 1 番、令和 7 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、2 ページを御覧ください。令和 7 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2 万円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５，８２２万７，０００円と定める。２項については省略させていただきます。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容について御説明いたします。令和６年度決算に伴う繰越金の確定による保険税率の改正に基づく保険税の減額補正、税負担軽減を図るための基金の充当及び繰越金の増額補正が主な内容となっております。８ページを御覧願います。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５０号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２０号、議案第５１号、令和７年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第５１号、令和７年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和７年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。会議資料１１の１番、令和７年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、２ページを御覧願います。令和７年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、令和７年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，０６１万円と定める。２項については省略とさせていただきます。令和７年６月１７日提

出。町長名でございます。今回の補正内容につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金の確定により補正処理をするものでございます。7ページを御覧願います。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金19万9,000円の補正増額でございますが、単年度以前の滞納繰越金17万4,000円と保険料還付未済分と納入不足分2万5,000円を合わせた計19万9,000円を広域連合への保険料負担金として増額補正するものでございます。続きまして6ページを御覧願います。歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料17万4,000円の増額補正でございますが、滞納繰越分として処理する保険料につきまして継続するものでございます。3款1項1目1節繰越金につきましては、令和6年度の余剰金2万5,000円を本年度に繰越すことによる増額補正でございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第51号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第21、議案第52号、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第52号、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年6月17日提出。町長名でございます。会議資料の12の1、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）、総則第1条令和7年度沼田町の水道事業会計の補正

予算（第1号）は次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益第2項営業外収益において34万7,000円を増額し、7,117万6,000円とし、支出、第1款水道事業費用第1項営業費用において34万7,000円を増額し1億5,740万7,000円とするものでございます。議会の議決を得なければ流用することができない経費、第3条予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費1,089万1,000円。他会計からの補助金、第4条予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6,943万2,000円を6,977万9,000円に改める。令和7年6月17日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和7年7月1日付人事異動により、支弁職員が変更となったことに伴い、職員給与に不足が生じるため必要な経費を増額させていただき、財源として収益的収支の均衡を図るため同額を沼田町一般会計からの操出金により対応させていただくことが主な内容でございます。11ページを御覧ください。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（瀧本周三建設課長）御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第52号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

○議長（小峯聡議長）再開いたします。本日の会議時間は、全ての議事日程が終了するまで、あらかじめ延長いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。町長より議案4件、議会より陳情2件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２２、議案第５３号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について、日程第２３、議案第５４号、旧ふるさと資料館解体工事の請負契約について、日程第２４、議案第５５号、緑町団地Ａ棟長寿命化改修工事の請負契約について、日程第２５、議案第５６号、沼田町防災行政無線設備更新工事（親卓設備等）の請負契約について、日程第２６、陳情第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、日程第２７、陳情第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について、以上６件を日程に追加することに決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第２２、議案第５３号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第５３号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。記。１、契約の目的、町道更新幹線舗装補修工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、７，５９０万円。４、契約の相手方、札幌市東区北８条東１丁目１番３５号、北央道路工業株式会社代表取締役社長鈴木善人。５、工事場所、沼田町字更新。６、工期、本契約締結通知日から令和７年９月３０日まで。令和７年６月１７日提出。町長名でございます。本工事の概要について、御説明申し上げます。今回、舗装補修工事を実施する更新幹線は、高穂第二会館から更新第３地区、第２地区を經由し、共成駐在所付近の国道２７５号線との交差点までの路線で、昭和５３年に町道認定された総延長６，１４３．７４メートル、幅員７．５メートルの幹線道路であります。現在の舗装が、経年による劣化や凍害による傷みにより、ひび割れが広範囲に進んでいることから、舗装補修計画に基づき、４期目として年次的に実施するものであります。本工事の主な内容は、道路延長１，０００メートル、幅員６メートルにおいて、舗装打ち替えを行うものでございます。工事区間は、町道更新３号線との交差点から、町道更新２号線との交差点手前１００メートルまでを予定しております。なお、今回の計画に当たっての入札は、沼田町の指名入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、これまでの実績から３者を指名し、６月１６日に入札を実施しました。次のページには、資料と

いたしまして入札参加者名簿を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上、町道更新幹線舗装補修工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２３、議案第５４号、旧ふるさと資料館解体工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第５４号、旧ふるさと資料館解体工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。記。１、契約の目的、旧ふるさと資料館解体工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億８９０万円。４、契約の相手方、雨竜郡沼田町字旭町１５番地９、渡部建設株式会社代表取締役社長渡部克裕。５、工事場所、沼田町南一条１丁目。６、工期、本契約締結通知日から令和７年１１月２８日まで。令和７年６月１７日提出、町長名でございます。本工事の概要について、御説明申し上げます。今回、解体工事を実施する旧ふるさと資料館は、昭和５８年に建てられ、沼田町の文化財を収蔵しておりましたが、施設の老朽化に伴い平成２８年に閉鎖し、収蔵していた資料は現ふるさと資料館の文化財収蔵センターと同分室のほたる学習館、そして本願寺駅への移転を終えております。本工事の主な内容は、鉄筋コンクリート造２階建て、延べ床面積約９２０平方メートルの建物を解体し、撤去後の敷地は砂利敷きで転圧による整地を行うものでござい

ます。なお、今回の契約に当たっての入札は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に掲載されている業者のうち、これまでの実績から４者を指名し、６月１６日に入札を実施しました。次のページには、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、旧ふるさと資料館解体工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○９番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○９番（上野敏夫議員）９番、上野です。資料館の横にクラウドの車庫があるんですけど、あれも含めるのか、あれを残すのか、お聞かせください。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）車庫につきましては含んでおりません。以上です。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５４号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２４、議案第５５号、緑町団地Ａ棟長寿命化改修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第５５号、緑町団地Ａ棟長寿命化改修工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。記。１、契約の目的、緑町団地Ａ棟長寿命化改修工事。２、契約の方法、一般競争入札。３、契約金額、１億

3、200万円。4、契約の相手方、雨竜郡沼田町南1条3丁目6番62号、広進工業株式会社代表取締役広野辰也。5、工事場所、沼田町緑町、緑町団地A棟。6、工期、本契約締結通知日から令和7年11月20日まで。令和7年6月17日提出、町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、長寿命化に向けた改修工事を行う公営住宅は、平成8年に建設し、築29年を経過した1棟18戸の公営住宅で、沼田町第6次総合計画及び沼田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、入居者の安全性を確保するため、屋上防水や外壁の長寿命化などの改修を、社会資本整備総合交付金を活用し実施するものであります。本工事の主な内容は、共同住宅1棟の屋上防水改修699平方メートル、外壁改修1,667平方メートルのほか、脱炭素社会対応型の改修として、内窓改修114か所、廊下等LED化50か所、カーポート屋根のガルバリウム鋼板重ね張り297平米などを行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施をしております。5月20日に公告し、5月21日から6月9日までの入札参加の申込受付し、2者により6月16日に入札を実施いたしました。参考までに入札の参加資格は、単体企業の場合は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北空知管内に本社または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、平成25年度以降にこの工事と同種の施工を行った実績を有していることを主な条件といたしました。共同企業体の場合は、沼田町経常建設共同企業体に登録されている共同企業体で、構成員の一角が単体企業同様の要件を有していることを主な条件としました。なお、次のページには資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますので、お目直しをお願いいたします。以上、緑町団地A棟長寿命化改修工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第55号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第25、議案第56号、沼田町防災行政無線設備更新工事（新卓設備等）の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第56号、沼田町防災行政無線機器更新工事（親卓設備等）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。

1、契約の目的、沼田町防災行政無線機器更新工事（親卓設備等）。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、8,140万円。4、契約の相手方、札幌市中央区南1条西8丁目1番地の1、沖電気工業株式会社北海道支社支社長柴野禎久。5、工事場所、沼田町南一条3丁目。6、工期、本契約締結通知日から令和8年3月5日まで。令和7年6月17日提出、町長名でございます。本工事の概要について御説明申し上げます。今回、更新工事を行う防災無線機器におきましては、平成25年度から災害時の重要な情報伝達手段などとして運用を開始し、導入から12年を経過した機器を更新するもので、経年劣化による故障率の上昇や、製造終了に伴う修理対応の長期化リスクを回避するため、緊急防災・減災事業債の適用により更新するものでございます。本工事の主な内容は、現状の無線方式を有効に活用し、操作卓などの親局設備、遠隔制御装置設備の入れ替えを行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、5月20日に公告し、5月21日から6月9日までの入札参加の申込みを受け付けし、1者により6月16日に入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内に本社または支店等を有し、これまでの実績を有する判断として、過去10年間に北海道内において防災行政無線の導入実績を有していることを主な条件といたしました。なお、次のページには資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、沼田町防災行政無線機器更新工事（親卓設備等）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入り

ます。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５６号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２６、陳情第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第１号は、採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２７、陳情第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情については、会議規則第９２条の第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第２号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第２号は、採決することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午後 ４時５０分 休憩

午後 ４時５１分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。先ほど採決されました陳情に伴う意見書案２件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２８、意見案第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について、日程第２９、意見案第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について、以上２件を日程に追加することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２８、意見案第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第１号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２９、意見案第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資す

る森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題いたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第２号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和７年第２回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 ４時５３分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員